

第5章 文化財の保存と活用に関する

基本理念と基本的な方向性

1 袋井市の文化財保存・活用の基本理念

本市の「第2次袋井市総合計画後期計画」(令和3(2021年)～令和7年度(2025年))では、まちの将来像を「活力と創造で未来を先取る日本一健康文化都市」とし、その実現のための基本目標に「心と体の健康」、「都市と自然の健康」、「地域と社会の健康」を掲げています。

このうち「地域と社会の健康」において、「文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用」を明記し、歴史関係団体や自治会、学校等と協力し、文化財の保存・活用を推進していくこととしています。

また、「袋井市教育大綱」(令和3年(2021年)～令和7年度(2025年))では、基本理念に「心ゆたかな人づくり」を掲げ、郷土への愛着と誇りを持つ情愛の豊かな人の育成に努めていくこととしており、これは、本計画における文化財の保存と活用の基盤となり得る人材の確保と育成につながるものです。

以上のような基本的な考え方に基づき、また、これまで文化財や歴史文化について、地域総がかりで保存と活用の取組が十分になされてこなかったことを踏まえ、本計画においては、新たに、文化財所有者だけではなく、市民、学校、専門家、市など多様な主体が文化財の保存に参画し、また、まちづくり、観光、環境、防災、商業、教育など幅広い分野と文化財等を連携させ、様々な活用に取り組みます。この「保存と活用の相互作用のサイクル」により、「保存」と「活用」が相乗的に充実し、文化財が次代へ引き継がれることを目指し、基本理念を以下のとおりとします。

■基本理念

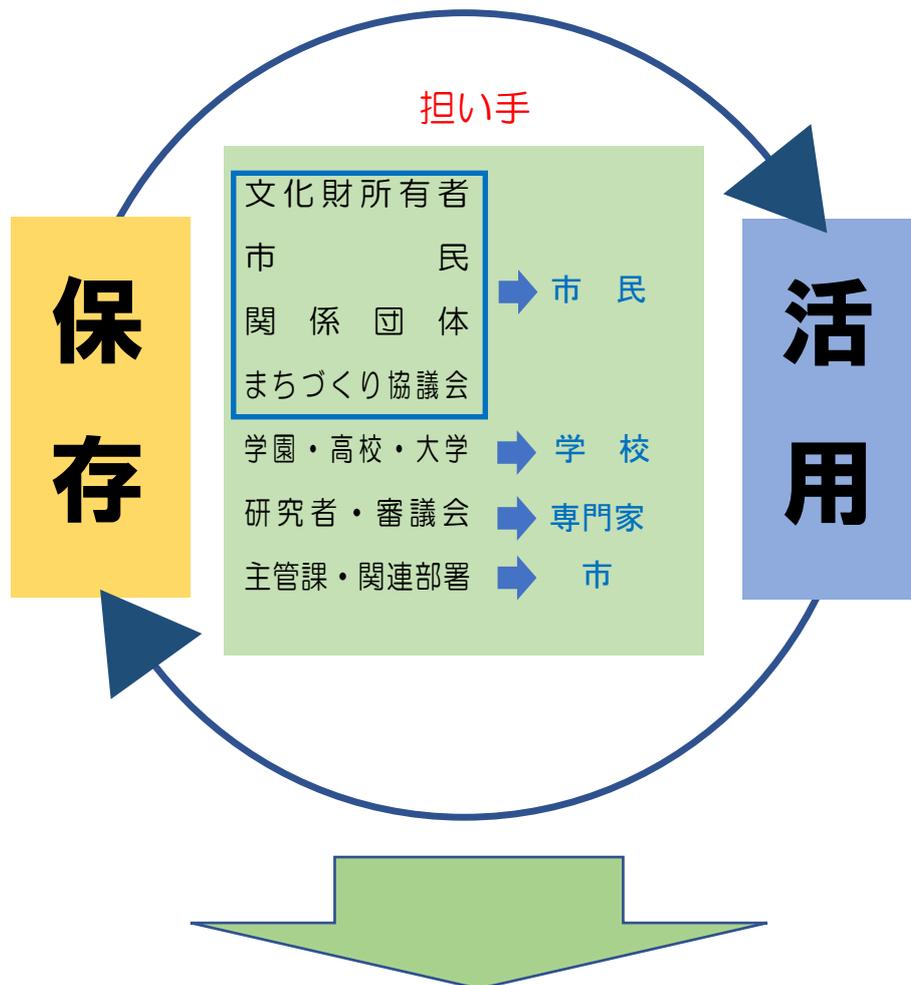
守り、活かし、そして未来へ伝える

～ 市民一人一人が、郷土への誇りと愛着をもち、
地域全体で文化財を守り、活用し、未来へ伝えていくまち ～

守り、活かし、そして未来へ伝える

保存と活用のサイクル

袋井市の文化財



次代への継承

基本理念概念図

2 基本的な方向性

前項で示した「守り、活かし、そして未来へ伝える」という当市の文化財保存・活用の基本理念に向け、以下に掲げる「調査研究」、「保存・継承」、「公開・活用」の3項目を確実に実施していくことが重要です。

(1) 調査研究の方向性

第4章で述べた文化財の保存と活用に関する現状と課題に基づき、地域にある文化財の内容を適切に把握するため、文化財の調査研究を、専門家の指導を得て、地域を最もよく知る地元住民と協力しながら、地域全体で進めます。

こうした取組に際しては、当市の特徴でもあるまちづくり協議会や、幼小中一貫教育における学園などの体制や枠組が欠かせないものとなります。

(2) 保存・継承のための方向性

未指定文化財を含めた地域の文化財については従来、行政単独では管理状況の把握が行き届いていませんでした。このため、まず情報元となる地域との連絡、協力体制が重要となることから、コミュニティセンターや、まちづくり協議会などと連絡体制を密にして協力体制を築きます。その上で、地域の協力を得て、社会全体での文化財の保存・継承につなげます。

また、祭礼などを含めた文化財の保存・管理における担い手などの人材確保は急務であることから、幅広い世代の市民が意識を持ち、人材の育成につなげる必要があり、当市の教育の基本である幼小中の一貫教育と、これを支える「学園」の体制を活用し、地域との関わりを深めることを促進していきます。

(3) 公開・活用の方向性

地域の文化財の魅力を、地域に住む市民にまず理解してもらうことが重要です。そのため、文化財に関する情報の発信を積極的に行い、公開・活用していきます。その際には行政だけではなく、興味をもった市民にも協力してもらう体制づくりに努め、幅広い世代に文化財への関心と関わりを持ってもらい、市民ひとりひとりが郷土への誇りと愛着を持つよう、まちづくり協議会や、幼小中一貫教育における学園などと連携していきます。

第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

本章では、基本理念の実現に向け、本市における文化財の保存・活用現状と課題を、「調査研究」、「保存・継承」、「活用」の3項目に分け整理します。

1 調査研究に関する現状・課題

1-1 調査研究の現状

(1) 市における文化財の調査・研究

第4章で触れたように、平成17年(2005年)の合併以前の旧袋井市では昭和47年から61年にかけて市史編纂事業が実施され、旧浅羽町^{あさばちょう}では平成4年から13年に町史編纂事業が実施され、当時の市・町内にある文化財の把握は一定レベルでは実施されました。しかし、その後の継続的な調査は行われておらず、個人所有などの文化財を中心に、新たな文化財の発見や、価値を定めるための基礎調査は行われていません。

文化財の指定に関しては、平成17年(2005年)の合併以降、文化財保護審議会において個別の文化財に関する指定の議論はなされてきたものの、総合的な調査を基にリスト化された中での文化財の価値付けがなされてきていません。そのため、新市としての文化財指定は西楽寺^{さいらくじ}の不動明王像1件にとどまっています。

市内の遺跡については、開発に伴う調査は継続的に実施しています。一方、範囲確認などの遺跡の現状を把握するための調査は十分に行われていません。

市の文化財については、郷土資料館や歴史文化館での展示を中心として、テーマを持った展示を毎年実施し、展示解説やリーフレットなどの配布や、PDF化したデータをホームページ上に掲載しています。しかし、従来からの調査や研究成果を総合的にまとめ、整理したデータベースなどはありません。

1-2 調査研究の課題

(1) 市における文化財の調査・研究の不足

ア 生活様式の変化などにより、食をはじめとした無形民俗文化財や、文化的景観などの文化財の消失が懸念される中で、文化財を把握する調査・研究が不足しています。

イ 把握調査が行われた文化財についてはその後、踏み込んだ調査が行われておらず、指定等文化財の候補となるものについては、芸術上や鑑賞上の価値など、幅広くその価値を正しく評価するための詳細調査が不足しています。

ウ 埋蔵文化財については、遺跡範囲等の把握のための確認調査や試掘調査などが十

分に実施できておらず、これらの基礎情報を継続的に収集することが不足しています。

(2) 文化財における調査結果の整理不足

ア これまで実施してきた文化財等の調査成果について、公開が十分ではなく、市民が利用しづらいなど整理が必要です。

2 保存・継承に関する現状・課題

2-1 保存・継承の現状

(1) 文化財の保存・管理

指定等文化財82件は、文化財保護法などの規定に基づき、文化財所有者のもと、概ね保存管理されています。しかし、市指定文化財60件のうち個人所有の15件の一部において、劣化の進んでいるものがあるほか、保存や管理の状況が把握しきれていないものがあります。また、指定等文化財の所有者から、修理・修繕等に係る財政的な支援の充実を求める声があがっています。

未指定文化財については、災害等で破損した場合の対処方法が定められておらず、また、後世に継承するための対応策は明確になっていません。

また、文化財に対する動画や画像などによる体系的な記録保存が十分にできていない状況です。

(2) 文化財の防犯・防災対策

指定等文化財については、所有者を中心に、巡回・監視、防火訓練の実施、防火機器などの整備などに努めてきています。しかし、特に台風や震災等により文化財の被災が現実的に想定されるものの、防災対策が必ずしも十分であるとは言えない状況です。

(3) 祭礼などの継承

祭礼は地域で守り伝えられてきており、地域の代表的な行事になっているものもあります。しかし、少子高齢化による地域コミュニティの希薄化が叫ばれる中、祭礼などを行う担い手の不足が顕在化してきており、まちづく協議会や幼小中一貫教育における学園などの枠組みの中で、人材の育成が十分ではありません。

(4) 保存・管理に関する人材

文化財等の所有者や管理者は、個人だけではなく自治会、団体など多岐にわたっています。しかし、少子高齢化や人口減少などにより、保存・管理する主体の不在等が見られるなど、管理体制が弱体化しています。

2-2 保存・継承の課題

(1) 指定等文化財、未指定文化財などの保存・管理の不足

ア 指定等文化財について、劣化を防ぎ、また劣化や破損等を早期に発見するためには、所有者・管理者において日常的に維持管理を行う体制を構築することと、管理台帳を作成する必要があります。このことについて、日頃から行政と所有者等が定期的に連絡を取るなど、保存・管理に関する助言・支援を行うとともに、劣化等が発見された場合には、計画的に修理・修繕を行うことが必要です。

管理だけでなく、活用の面からも、動画や画像による体系的な記録の保存が必要となっています。

イ 指定等文化財を中心に、管理状況を確認して必要な対応を周知するためには、定期的な見回りの実施が求められます。

指定等文化財を中心に、平常時の管理と災害時の報告などの対応を定めることが必要です。

ウ 盗難や人的な被害にあわないために、防犯施設の整備や防犯体制の構築が必要です。

火災や震災、風水害などに応じた防災対策、計画の策定などを推進することが求められます。

災害発生時の初動となる応急措置や、復旧対応の手法、連絡窓口などを明確にするためのマニュアル化も求められます。

エ 少子高齢化や生活環境の変化などによって、地域に伝わってきた祭礼や風習などが途絶えてしまう可能性に対して、まちづく協議会や幼小中一貫教育における学園などの枠組みの中で、担い手の育成や継承のための対策が求められます。

(2) 文化財の保存・活用に係る財源の不足

ア 文化財の保存・活用を推進するため、民間による助成制度の活用や、クラウドファンディングなど新しい財源確保などの情報提供が必要となっています。

国・県の補助制度を有効に活用できるように所有者と連絡をとりながら、市が対策を講ずることが必要となっています。

(3) 保存・管理に関する人材の不足

ア 人材の育成は、文化財等を知ってもらうこと、その価値を理解してもらうことなど

の活動から始め、長期的に文化財の保存・活用にかかわってもらうことが必要であり、多くの市民にそのような機会を提供する取組が求められます。

保存・活用に際して、金銭的な支援に止まらず、人的・技術的な支援など幅広い視点で対応することが必要となっています。

未指定の文化財については、地域に伝わるもので隠れていた資源や新たに価値を見出されたものがあり、コミュニティセンターやまちづくり協議会、幼小中の一貫教育における学園を通じて、保存と活用の意識の発揚を図ることが必要となっています。

3 文化財の活用に関する現状・課題

3-1 文化財の活用の現状

(1) 文化財の公開

多くの指定等文化財は公開され、市民が見学することが可能となっています。一部では公開されていないものがあり、市民の認知度が低い要因ともなっています。

市の歴史文化を展示、公開する施設として、郷土資料館・近藤記念館・歴史文化館があり、常設展示や企画展等を行っており、学校や関心を持つ市民に利用されています。しかし、利用者数は多くない状況です。

市内の文化財の説明板や案内板の経年劣化が進んでおり、また、内容のアップデートがされていないものや、画像等の不鮮明なものが増えてきています。

(2) 教育分野における活用

市内の小学校では、久野城や袋井宿、^{いのちやま}命山など、地域の歴史を調べる授業や、郷土資料館、澤野医院記念館を活用した「むかしのくらし」体験などの授業を行っています。

小学校では、袋井の歴史や郷土の偉人、遺跡や民俗芸能を紹介する副読本『わたしたちの袋井市』を活用しています。

(3) 観光面での活用

^{えんしゅうさんざん}遠州三山（^{かすいさい}可睡斎・^{ゆさんじ}油山寺・^{そんえいじ}尊永寺）は、本市において最も誘客力のある観光資源であり、県内はもとより、県外からの観光客が多く訪れています。その他の文化財については、JR東海主催の「さわやかウォーキング」などで周遊するコースになっているものもありますが、観光資源としての活用が進んでいるとは言えない状況です。

(4) 文化財に係る・情報発信、啓発

行政や団体等の主催で、文化財に関するシンポジウムや講演会等が開催されていますが、文化財に関する情報が市民に十分いきわたっているとは言えない状況です。

郷土資料館・近藤記念館・歴史文化館での展示のほか、市役所の市民ギャラリーや図書館、市の教育会館などにおいてパネル展示などを実施しています。

(5) 活用に関わる人材の確保

遠州三山(可睡斎・油山寺・尊永寺)などの一部の寺院では、所有者や管理者を含めた人材が活用を推進しています。しかし、その他では、文化財の所有者や管理者が高齢化しており、また、後継者の確保が難しい中で、活用はまだ取組を広げようとする動きは乏しい状況です。

3-2 文化財の活用の課題

(1) 公開・活用

ア 文化財がある施設・場所については、その多くが公開を念頭に置いた機能を有しておらず、多くの人に公開するためには、トイレ等の便益施設や駐車場、自転車用の駐車ラックなどの整備が必要となっています。

郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館については、常設展示や企画展示の魅力をより一層PRすることが必要です。

市内各所に設置されている説明板や案内板のうち、劣化の激しいものについては修繕を行う必要があります。また、視認性やデザインなどを工夫してリニューアルすることや、デジタル化やICT技術の導入なども検討する必要があります。

(2) 教育分野における活用

ア 市内の小学校では、授業等で文化財の活用が見られますが、更に文化財に触れる機会を充実させる必要があります。幼小中一貫教育における学園の枠組みによる継続的な活用と、まちづくり協議会などとの連携により、地域ぐるみで教育に文化財を活用する必要があります。

(3) 文化財に係る情報発信、啓発

ア 一部の文化財等を除き市民の認知度は高くない状況であり、ホームページはもとより、SNSの活用など、DXが進む社会に適応した効果的な情報発信のための工夫が必要です。

また、歴史愛好家や専門家の需要に応えることのできる、市所蔵資料のデジタルアーカイブについては、現状ではほとんど行われていません。

市内在住の外国人は近年増加しています。インバウンドの観光客や国内在住の外国

人の来訪を促進するためにも、多言語による情報発信が必要となっています。

(4) 観光面での活用

ア 遠州三山(可睡齋・油山寺・尊永寺)はもとより、その他の文化財等についても、食や自然、景観、体験などと結びつけた観光商品の開発に取り組む必要があります。

点在する文化財を共通するテーマで繋げ、単体にはない魅力ある観光商品として作り上げることが必要です。

市や観光に関わる団体、文化財所有者、観光事業者、商品開発業者などが幅広く連携して文化財を観光振興のために活用することが必要です。

(5) 活用に関わる人材の確保

ア 文化財等の所有者や管理者だけでなく、様々な方の力を借りて、地域おこしなどの観点から協働による文化財の活用を行いながら、人材育成に結び付けていくことが必要です。

文化財が所在する地域住民や学校に対し、まちづく協議会や幼小中一貫教育における学園などの枠組みの中で、あらためてその価値を伝え、活用することにより、地域の活性化や学びの充実につなげる取組が必要となっています。

さらに、歴史的な繋がりのある市内外の官民学諸団体間の連携や、情報共有による人材の発掘・育成と活動促進が必要となっています。

4 文化財の保存と活用に関する方針

4-1 調査研究の方針

「文化財の調査・研究」の課題を受けて、下記の対応を行います。

方針1 文化財の掘り起こし

地域と協力、連携しながら、文化財の把握調査を進め食や文化的景観などの未指定文化財の発見と調査・研究に務めます。

方針2 価値を明らかにする調査の実施

地域からの意見や情報を踏まえ、価値を明らかにする文化財の詳細調査を計画的に実施していきます。

方針3 発掘調査の実施

地域の協力を得ながら、遺跡の内容を把握するための試掘や、確認調査を実施していきます。

方針4 文化財に関する調査結果の整理

市内の文化財に関する調査結果について、市民にわかりやすく伝えるための整理を進めていきます。

4-2 保存・継承の方針

「指定等文化財、未指定文化財などの保存・管理」、「文化財の防犯・防災対策」「保存・管理に関する人材の確保」の課題を受けて、下記の対応を行います。

方針5 指定等文化財の適切な保存管理

指定等文化財の管理者と定期的に連絡を取り、管理状況の確認を行うとともに、映像記録の再撮影を行い、文化財を守っていきます。

方針6 文化財の保存管理の推進

平常時の管理状況について定期的に市内を巡回するとともに、コミュニティセンターやまちづくり協議会などと連絡を密にする中で、情報収集を行い、文化財の保存管理の現状把握に務めながら、災害時には破損等の報告を迅速に行っていきます。

方針7 防犯・防災対策の推進

文化財の所有者や管理者に対し、自ら文化財を守るという意識の向上を図るとともに、地域住民に対しても、災害資料の収集などを通じて、過去の災害などの事例

を伝えながら、文化財を適切に継承する意識をもってもらうよう働き掛け、防犯・防災対策の整備・構築につなげ、文化財を守っていきます。

災害発生時の応急対応、その後の復旧対応などについて、それぞれの文化財の状況に応じたマニュアル整備に努めます。

方針 8 祭礼などの継承

長い年月伝えられてきた祭礼を地域住民が正しく理解し、幅広い年代が関われる体制を整備しながら、担い手の研修、育成を進めるため、未指定の祭礼や風習の映像を撮影し、記録化を進め伝えていきます。

方針 9 修理・修繕などに係る財源の確保

文化財の所有者や管理者、文化財に関係する個人や団体に対し、官民様々な助成制度の情報提供を行うほか、クラウドファンディングなど、新しい財源の確保方法とともに、企業や大学等の技術的支援や市職員によるアドバイスなど幅広く支援していきます。

方針 10 保存・管理に関わる人材の育成

文化財等が貴重な資源であることを広く訴えるための講演会や啓発講座を開催することなどにより、多くの地域住民の保存・管理への参画を促進します。

まちづくり協議会やコミュニティセンターなどにおいて、まちづくりや地域振興の観点から文化財の活用の必要性や有効性を共有し、そのために必要な保存・管理への人材の参画を促しながら文化財を守り、伝えていきます。

4-3 文化財の活用の方針

「公開・活用」、「教育分野における活用」、「文化財に係る情報発信、啓発」、「観光面での活用」、「活用に関わる人材の確保」の課題を受けて、下記の対応を行います。

方針 11 文化財の公開の促進

文化財を公開する体制を整えるため、それぞれの状況に応じて、トイレや駐車場などの整備を促進するほか、説明板や案内板について新たな設置や視認性・デザイン、ICT技術の導入などを考慮したりリニューアルを図ります。

方針 12 教育分野における活用

学校において、地域の歴史や郷土の偉人、文化財を学ぶ機会を設けるとともに、子どもたちにとって分かりやすい教材(副読本)を提供します。

コミュニティセンターなどで開催する講座などにおいて、子どもたちに高齢者が

地域の歴史を伝える機会を設けるとともに、文化財に直に触れる機会を設け、文化財を活かしていきます。

方針 13 効果的な情報発信

市民を対象とした、シンポジウムや講演会等を開催するほか、ホームページや SNS を活用した情報の公開、食や観光と結びつけた広報など、より効果的な情報発信に努め、文化財を活かしていきます。

市所蔵の資料を多くの方に活用していただけるよう、デジタルアーカイブ化を促進していきます。

市内在住や来訪する外国人に向けて、多言語による情報発信に努めるとともに、文化財関係団体やコミュニティセンター、市内 4 つの学園や大学など連携し、幅広い情報発信を行っていきます。

方針 14 文化財を活用した観光振興

本市の代表的な観光資源である遠州三山(可睡齋・油山寺・尊永寺)については、更に観光資源としての磨きをかけるとともに、その他の文化財についても、食や自然、景観、体験などと結びつけた観光商品の開発に取り組みます。

点在する文化財について関連文化財群を設定し、共通するテーマで繋げ、見学ルート、周遊ルートを整備するなど、単体ではできない魅力ある観光商品を検討しながら、文化財を活かしていきます。

市と観光団体、文化財所有者、観光事業者、商品開発業者などが幅広く連携を図り、文化財を活用した観光振興を図ります。

方針 15 活用に関わる人材の確保

NPO や域外のイノベーター(新たに現れた商品やサービス、ライフスタイルなどを最も早い段階で受け入れる人)、本市にゆかりのある人たちの力を借りて、観光だけでなく、地域おこしやまちづくりの観点から協働による文化財の活用を行いながら、人材の育成を図ります。

文化財を含めた地域に魅力を求めている移住者、地域住民や幼小中一貫教育における学園などに対して、あらためてその価値を伝え、文化財の活用をとおして地域と文化財の活用につなげる活動に参画する、高齢者をはじめ幅広い人材を増やします。

(2) 保存・継承の措置

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針5 指定等文化財の適切な管理										
10	指定等文化財の修理・修繕	指定等文化財の定期的な診断と、計画的な修理・修繕を実施する。	市費	○	○	○				
11	指定等文化財の映像記録保存	源朝公御祭礼や法多山田遊祭などの映像記録の再撮影を実施する。	市費	○	○	○				
方針6 文化財の保存管理の推進										
12	文化財の災害発生時における破損等の報告	災害発生時の破損等の報告を地域から行政に迅速に行う体制を整備する。	市費	○	○	○				
13	文化財の保存管理	未指定を含めた文化財の草刈りや清掃、点検整備など保存管理を地域とともに実施する。	市費	○	○	○				
方針7 防犯・防災対策の推進										
	※当該項目については、104ページの措置表に記載したとおり。									
方針8 祭礼などの継承										
14	担い手の育成	未指定の祭礼や風習などの映像を撮影し、記録化するとともに、担い手の研修、育成を地域ぐるみで進める。	市費	○	○	○				
方針9 修理・修繕などに係る財源の確保										
15	補助金や助成制度他の活用	助成制度他の活用や、クラウドファンディングなど新しい財源確保の情報を提供する。	民間助成	○	○	○				
16	技術等の支援	財政的支援に限らず、企業や大学等の技術的支援や、市職員によるアドバイスなど幅広い支援体制を構築する。	民間助成	○	○	○				
方針10 保存・管理に係る人材の育成										
17	保存・管理のための人材育成	技術を持つ個人や、団体等に対して、啓発講座等を通じた人材育成を実施する。団体間の連携を密にしつつ、ふじのくに文化財保存・活用推進団体への認定を促進しながら、保存・管理に係る人材を育成する。	市費	○	○	○				

(3) 公開・活用の措置

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針 11 文化財の公開の促進										
18	指定等文化財に関する施設整備	トイレ・駐車場・自転車用ラック等の施設整備を行う。	市費 県費 国費			○		←→		
19	説明板の設置・修繕	説明板等の、ICT 技術などを用いた、わかりやすく統一感のある設置・修繕を実施し、見学環境の向上に務める。	市費			○		←→		
方針 12 教育分野における活用										
20	郷土資料館や遺跡見学等の支援	学校(学園)の授業における郷土資料館の利用や遺跡見学などに際して、歴史関係団体や地域の高齢者など幅広い世代と協力しながら説明を行う。	市費	○	○	○		←→		
21	学校(学園)への出前授業	学校(学園)と連携した出前授業について、行政・歴史関係団体・地域の高齢者など幅広い世代が効果的な役割分担のもとに対応する。	市費	○	○	○		←→		
22	学習教材の提供	デジタル版を含めた副読本作成の支援や、郷土の偉人顕彰のためのパネル・パンフレット・漫画等を地域と協力しながら作成する。	市費 民間助成	○	○	○		←→		
方針 13 効果的な情報発信										
23	講演会・講座等の実施	関連文化財群など文化財の新たな価値を広く知ってもらうための講演会や講座等を実施する。	市費	○	○	○		←→		
24	外国語に対応したパンフレット等の作成	市の文化財の魅力を住民とともに外国人観光客に伝えるためのパンフレット、ホームページ等の整備を進める。	市費 国費			○		←→		
25	市所蔵資料のデジタルアーカイブの促進	市所蔵の古文書の写真及び、文字起こしのデータをデジタルアーカイブとして公開することを促進していく。	市費 国費			○		←→		

事業名		事業概要	財源	担い手				実施計画		
				市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年
26	ガイドブックやホームページ等の整備	市の文化財を広く理解してもらうため、ガイドブックやホームページ、SNS等の整備を行う。	市費	○		○				
27	幅広い手法による情報発信	文化財の魅力を幅広く伝えるため、地元情報誌等と連携し、食や観光と結びつけた広報など、様々な情報を掲載する。また、団体やコミュニティセンターと連携して、文化財の情報をホームページやSNSなどを使って発信する。幼小中一貫教育における学園・大学と連携した情報発信を進める。	市費	○	○	○				
方針 14 文化財を活用した観光振興										
28	広域連携による見学ルートへの提案	市内に止まらず、歴史的にゆかりのある近隣市などと連携し、点在する文化財を共通項で結ぶ関連文化財群などを基に、見学ルートの提案をし、観光振興につなげる。	市費	○	○	○				
29	文化財を活用した地域ブランドの強化	文化財を観光に利用するため、文化財担当と観光担当部局、観光に関わる団体、文化財所有者、観光事業者、商品開発業者などが幅広く連携しながら、観光商品の開発に取り組み、地域ブランドを高める。	市費	○	○	○	○			
方針 15 活用に関わる人材の確保										
30	文化財ガイドの育成	地域住民を幅広く巻き込んだ文化財ガイドの育成をめざし、講習会や研修を実施する。	市費	○	○	○				
31	高齢者向け講座	駿遠線・秋葉線など懐かしの資料を用いた回想法の視点に立った講座を開催しながら、高齢者の参画を促進する。	市費	○	○	○				

第7章 関連文化財群

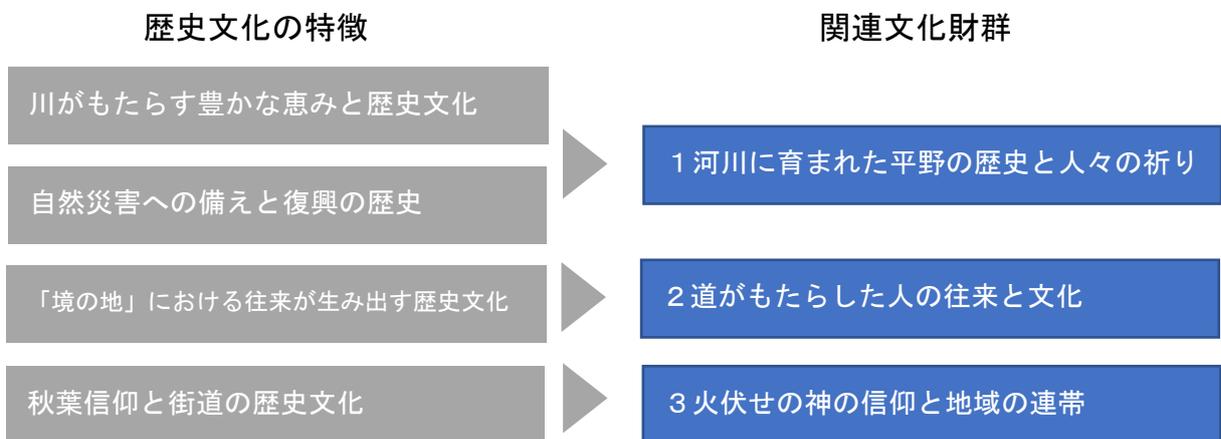
1 関連文化財群の定義

関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」令和3年6月 文化庁）と定義されているとおり、関連性が認められ、テーマなどが共通し、総合的・一体的に取り組むことにより、効果的な保存やひととき魅力ある活用が考えられる、複数、多数の指定・未指定の文化財で構成されるテーマのことです。

2 本市における関連文化財群

第2章では、本市の歴史文化の特徴を、「川がもたらす豊かな恵みと歴史文化」、「「境の地」における往来が生み出す歴史文化」、「秋葉信仰と街道の歴史文化」、「自然災害への備えと復興の歴史」としました。

この特徴を基本として、河川、道、秋葉信仰が時代を通じて地域に多くの文化財を残す基となり、まとまりとして捉えられることから、次の3つの関連文化財群を設定しました。



2-1 概要

本市の歴史的な成り立ちや風土、気候、地勢などを踏まえ、また、現代に伝えられている遺跡、施設、人物、交通、民俗芸能、祭礼、信仰などを俯瞰し、袋井ならではの次のテーマにより、指定・未指定、有形・無形の文化財等を一つのまとまりとして捉え、関連文化財群として総合的・一体的な保存・活用に取り組んでいくこととします。

- テーマ1 河川に育まれた平野の歴史と人々の祈り
- テーマ2 道がもたらした人の往来と文化
- テーマ3 火伏せの神の信仰と地域の連帯

2-2 関連文化財群の現状と課題・方針・措置

テーマ1 河川に育まれた平野の歴史と人々の祈り

市内を南北に流れる太田川おおたがわや原谷川はらのやがわを代表とする河川は、古くから地域に豊かな水の恩恵をもたらし、穀倉地帯を形成しました。一方、肥沃な平野は多くが軟弱地盤であるために、地震発生時には噴砂ふんさによる液状化の被害を受けました。傾斜の少ない平野は、河川の氾濫や沿岸部の高潮によって浸水被害を大きく受けるなど、自然災害との戦いの中で土地を守り、災害に備え、復興する過程で地域を発展させる努力をしてきました。

自然に立ち向かうなかで、人々は農作物の実りへの感謝とともに、災いから逃れるための祈りを捧げてきました。

ア 内容

〈用水〉本市の平野部は、西側を南流する太田川おおたがわや、北東方向から小笠山おがさやまを迂回して流れる原野谷川はらのやがわなどの河川によって形成された沖積地ちゅうせきちで、河川の流域一帯では飲料水はもとより、農業用水(仲井用水・磐田用水・大井川用水)などの建設により豊かな水の恩恵を受けました。

〈防災〉一方、市内南部では標高差が少なく、江戸時代以前まで蛇行して流れていた河川の氾濫を食い止めるため、古堤ふるづつみや浅羽大囲堤あさほおおがこいづつみを造り、伊奈忠次による大規模な河川改修が行われたことに加え、命山いのちやまを築き高潮の被害から人々の命を守る中で、豊かな穀倉地帯こくそうちたい(とうもん)を形作ってきました。

太田川おおたがわ、原野谷川はらのやがわが形成した肥沃な平野は、一方では軟弱土壌を形成し、地震発生時には噴砂ふんさによる液状化をもたらし、被害を拡大させました。

市内の遺跡調査では、鶴松遺跡から弥生時代後期、坂尻遺跡では天武13年(684年)の白鳳地震はくほうの痕跡を示す噴砂しんぼりを、新堀遺跡では古墳時代前期から鎌倉時代(4～13世紀)にかけての噴砂ふくろいしゆくを、袋井宿遺跡ふくろいしゆくでは安政地震(1854年)、鶴田I遺跡つるたでは昭和19年(1944年)の東南海地震の痕跡を示す噴砂をそれぞれ確認しています。こうした遺跡の発掘調査で確認できた噴砂は、地震発生のメカニズムや、周期など予知に関する重要な情報を提供しています。

栗原家当主が書き記した『長溝村新田開発由緒書』には、宝永4年(1707年)の宝永地震ほうえいの地割れや液状化の様子や、富士山の噴火の様子にいたるまで事細かく記されているばかりではなく、地震による火災発生の初期消火の必要性や、竹藪など安全な場所への

避難などを伝えるなど、防災への意識の高さがうかがえる資料となっています。また、中世には畿内大寺院から苗を借り受け、戦国期には大名による新田開発^{しんでんかいほつ}によって米の実はさらに増えました。江戸時代中期^{えんぽう}の延宝8年(1680年)の高潮災害の様子は、『百姓伝記』^{ひやくしやうでんき}が詳しく伝えています。江戸時代中期、延宝8年(1680年)の高潮災害からの復興時には、豊かな実りを期待する村落名を冠するなど、市内の南部地域は、近世を通じて掛川藩^{かけがわはん}や横須賀藩^{よこすかはん}をその収穫から支えてきました。

河川の形成した平野が広がる当市の多くは、遮るもののないならかな土地となっていますが、冬場に北東方向から吹く「遠州の空っ風」^{えんしゅう}は家屋敷に強風が直接当たるため、人々は土地境にマキの木を植え、塀状に四角く刈り込む「マキ囲い」を作り土地を守る工夫してきました。

〈開発〉市内では古くは弥生時代より水田耕作の痕跡が春岡遺跡^{はるおか}や堀越ジョウヤマ遺跡^{ほりこし}において確認でき、古代においては条里制^{じょうりせい}の施行が行われたことが、川田・藤蔵淵遺跡^{かわだとうぞうぶち}や春岡遺跡^{はるおか}で確認されるなど、豊かな水と肥沃な平野を背景に、農業的基盤が発達してきました。



中新田命山



法多山田遊び祭

江戸時代末に松袋井村に生まれた名倉太郎馬^{なぐらたらうま}(1840～1911年)は、犁による耕運やスジ植えなど、稲作技術の改良を実行に移すため、水田や周辺道路、用水路・河川の整備に積極的に取り組み、後に「静岡方式」と呼ばれた耕地整理の区割りは全国的に広がりました。

〈祭り・行事〉農作物の豊穰から、生活の安泰、生命の長久を手に入れるため、人々は農耕暦を軸に季節の折り目に神仏を迎える祭りを営んできました。生産の完遂と生命の安息を祈り、願い成就の感謝を捧げる儀礼行動が芸能の母胎となりました。

この儀礼行動は、別々に発展してきたウタ（歌）、マイ（舞）、オドリ（踊）などで、願いや感謝を届ける手段とし、住民みずからが演者となって伝承してきました。

また、悪霊追放^{あくりょうついほう}、災厄鎮圧^{さいやくちんあつ}を目的として祓^{はらい}のための行事も行われ、疫病^{えきびょう}や自然災害から身を守ることが難しかった時代の風俗慣習が様々な行事として伝わってきました。

市内の民俗芸能を見てみると、大きくは以下の行事に分けられます。

- (1) 正月の予祝行事
- (2) 盆の念仏行事
- (3) 精霊や農神・疫神等の送り(仏神送り・祓い)

次に季節ごとに整理すると、以下のようになります。

① 正月は秋の実りを約束するために予祝行事としての田遊び

法多山の田遊び(1)、富士浅間宮の田遊祭(1)が行われています。

② 梅雨期に疫神を払うための祇園祭

山梨祇園祭(3)が行われ、渡御の神輿行列は猿田彦が先導し還御までの祭事期間に曳き物が各町内を巡り祓いが行われます。

③ 盆には亡き先人の魂を弔うための念仏行事

大念仏(木原大念仏・松袋井飛念仏)(2)、廻り念仏(源朝長公御祭礼)(2)、カサンボコ(傘鉾)(上山梨地区のカサンボコ)(2)、サナブリ(春岡・下山梨・堀越・木原・北原川・名栗・不入斗地区のサナブリ)(2)、地藏盆(上山梨の子供念仏)(2)など、子どもたちになどよる精霊送りと施餓鬼旗送りが行われます。

④ 豊穰のお礼と村落内の疫神祓い

現在は地域コミュニティーの一翼を担う舞子による舞や人形と松の枝を載せた曳物(屋台・ネリ)の曳き廻し(市内の秋祭り)(3)と、市南部地域では田の神祭事と馬上から破魔矢による的射ちによって疫神払い(梅山人幡神社のヤブサメ)(3)が行われます。

⑤ 冬期の12月8日の「コトヨウカ」には送り神行事

岡山地区の山の神祭り(3)が行われ、青笹を持った子供たちの手で祓いと新生児の子ども組への加入の依頼が行われます。

また、それら芸能に使用される道具類や生活文化等に関連する品々も数多く残されています。

テーマ1を構成する文化財

	区分	類型	名称
1	県指定	遺跡	大野命山
2	県指定	遺跡	中新田命山
3	県指定	民俗(無形)	法多山田遊び祭 七段
4	市指定	民俗(無形)	富士浅間宮田遊び祭
5	市指定	民俗(無形)	源朝長公御祭礼
6	市指定	民俗(無形)	木原大念仏
7	市指定	民俗(無形)	岡山山の神祭り

8	未指定	文化的景観	太田川
9	未指定	文化的景観	原野谷川
10	未指定	遺跡	古堤
11	未指定	遺跡	浅羽大囲堤
12	未指定	遺跡	春岡遺跡
13	未指定	遺跡	堀越ジョウヤマ遺跡
14	未指定	遺跡	川田・藤蔵淵遺跡
15	未指定	遺跡	鶴松遺跡
16	未指定	遺跡	坂尻遺跡
17	未指定	遺跡	新掘遺跡
18	未指定	遺跡	袋井宿遺跡
19	未指定	遺跡	鶴田I遺跡
20	未指定	有形（歴史資料）	『百姓伝記』
21	未指定	民俗（無形）	山梨祇園祭
22	未指定	民俗（無形）	松袋井飛念仏
23	未指定	民俗（無形）	上山梨地区カサンボコ
24	未指定	民俗（無形）	春岡・下山梨・堀越・木原・北原川・名栗・不入斗地区のサナブリ
25	未指定	記念碑	一円融合の碑
26	未指定	有形（歴史資料）	浅羽庄水除堤相論裁許絵図
27	未指定	有形（歴史資料）	長溝村新田開発由緒書
28	未指定	文化的景観	マキ囲い
29	未指定	文化的景観	とうもん



カサンボコ



山梨祇園祭

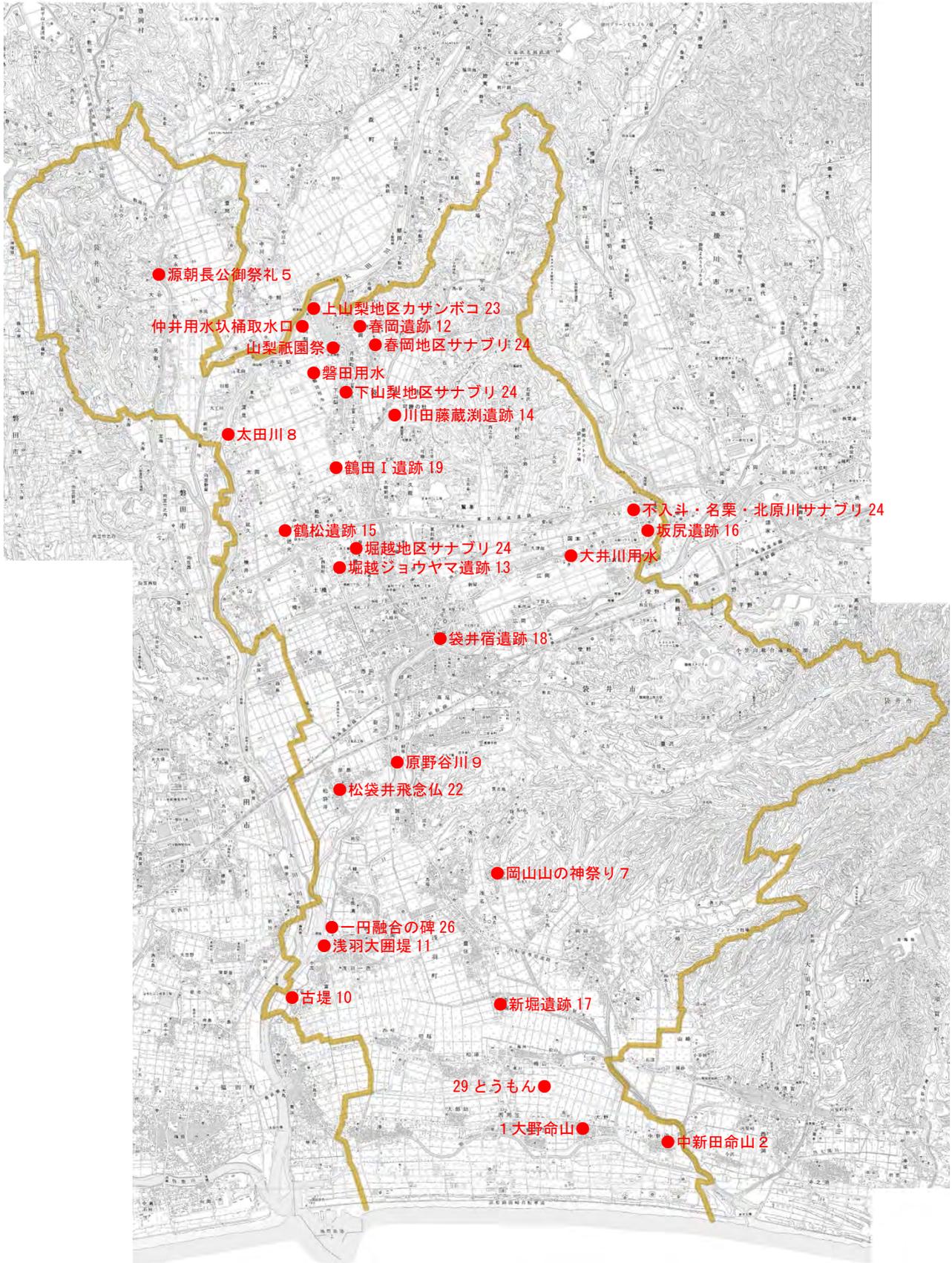


マキ囲

イ 現状と課題

災害の歴史は平穏な時代が続くと忘れがちです。市内でも「七夕豪雨」^{たなばたごうう}（昭和49年・1974年）の被害を知る世代は限られ、豊かな穀倉地帯として捉えられがちな「とうもん」も水害や高潮などの自然災害との歴史の上に成り立っていることはあまり知られていません。

沿岸部には、津波から地域住民を守るため、全国に先がけて「平成の命山」^{いのちやま}が建設されましたが、その建設の基となった江戸時代の2か所の命山^{いのちやま}（大野命山^{おおのいのちやま}・中新田命山^{なかしんでんのいのちやま}）が、



テーマ 1 を構成する文化財の位置

どのような歴史経過の中で成り立ったのかを知る人はまだまだ少ないです。

上水道や用・排水路が整備された現代においては、当たり前のように水を得ることができています。かつては、河川の自然の流れから水を引き、生活や農業へと利用していましたが、自然任せであるが故に、渇水や洪水など、ひとたび災害が発生するとその扱いをめぐる人々は争い、協力しながら復興の努力を重ねてきました。こうした河川や水をめぐる苦難の歴史は忘れがちになっています。

日々の生活の中で季節を感じつつ、大地の恵みに感謝する気持ちや機会も薄れていることは明らかで、地域に伝わる民俗芸能について、その本質を理解して参加している人は少ないと言わざるを得ませんし、存続そのものも危機に直面しています。

ウ 方 針

方針1 河川にまつわる歴史の再認識と防災

「河川」にまつわる地域の歴史や河川から派生する営み、農耕文化、信仰などについて、地域住民があらためて確認、理解し、特に近年頻発する豪雨災害や予想される東南海トラフ地震の被災地となりうる本市において、先人が積み重ねた知恵を生かしながら、地域の発展のための防災に役立てます。

方針2 民俗芸能の再認識と未来への伝承

先人が河川をはじめ自然の力に畏敬の念を持ちながら、四季の成り立ちとそこからの恵みに感謝する気持ちで伝えてきた民俗芸能は、地域連帯を深めるきっかけとなってきたことから、民俗芸能の歴史的な成り立ちを再認識しながら、現代においても未来へ伝えていくべきものとして、保存・活用に取り組みます。

エ 措 置

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針1 河川にまつわる歴史の再認識と防災										
32	河川氾濫箇所の実態調査	地域からの聞き取りを基にした情報収集や、古文書調査を進め、氾濫位置の特定を進める。	市費	○		○	○	←————→		

33	歴史資料に基づく防災教育	静岡県指定史跡「命山」の見学や、郷土資料館における展示やパンフレットを通じた災害の歴史を知る機会を増やし、防災教育を進める。	市費	○	○	○	○	←————→		
34	体験談に基づく防災教育	地域の高齢者から災害の体験談を聞く機会を創出する。	市費	○	○	○		←————→		
方針2 民俗芸能の再認識と未来への伝承										
35	民俗芸能を知る機会の創出	パンフレット、動画、インターネットや、郷土資料館などの展示を通じた地域の民俗芸能を知る機会を増やしていく。	市費	○	○	○		←————→		
36	民俗芸能の記録化	地域に残る民俗芸能を動画で記録し残していく。	市費 国費 民間助成	○	○	○	○	←————→		
37	民俗芸能の伝承方法の検討	幅広い世代が無理なく関わり、支えることのできる伝承方法について、地域全体で議論する場を設ける。	市費 民間助成	○	○	○	○	←————→		

テーマ2 道がもたらした人の往来と文化

奈良時代に整備された東海道は都と地方を結ぶ重要な道として位置付けられていました。市内においても、東西方向への人と物の移動を軸に、官衙関連施設が交通の要所となる位置から発見されています。こうした道は、奈良時代以前の古墳時代から、古墳などの立地によって人々の往来が想定されており、長い歴史の中で成立して来ました。

東海道は、奈良時代の後も各時代の幹線道路として意識されながら、江戸時代には江戸と地方を結ぶ道としてさらなる発展を遂げます。人々は道を移動する中で、日記や歌に記録を残し、沿線には様々な文化をもたらしました。

明治時代に入ると、鉄道の発達とともに、東西交通に加え、当市を起点に南北方向への鉄道路線が開業すると、ますます、人と物の往来が活発となり、地域が発展しました。

ア 内容

〈古代東海道の遺跡〉

「東海道」は都から東方向の海岸沿いの官道を指す名前です。古代では都とその周辺の5つの国(大和・山背・摂津・河内・和泉)を五畿と呼び、それ以外の国を七道(東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道)という地域区画で言い表していました。

都と国府を結び、人の往来や物流の大動脈であった駅路は、古代の主要幹線でした。このうち東海道は、西から伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸の15の国で構成されていました。当市を含めた静岡県西部はこの内、遠江国に属しています。

遠江は、古くは「遠淡海・とおつおうみ」とも記され、都から遠い湖のある国という意味で用いられ、近江と対比しながら、都からの距離と方向で認識される存在でした。

前述した七道は、都との重要度において大路・中路・小路という区分がありました。大路は最も重要で、都と大宰府を結ぶ山陽道が唯一該当しました。東海道と東山道は、律令国家においては対蝦夷政策を含めた東北経営の重要な役割を担っており、中路と位置付けられていました。

平城京から「遠江国山名郡進上中男作物堅魚十斤天平十七年口月」と書かれた木製荷札(木簡)が出土しています。この木簡に書かれた内容は、天平17年(745年)に遠江の国の山名郡に住んでいた中男(養老令では17~20歳)が、乾燥した鰹十斤(約6~7kg)を奈良の都に納めた記録を記した送り状です。都と袋井市の関係を示す重要な記録です。

国の下部に位置する郡の業務を担うのが郡家(郡役所)です。遠江の国には八つの郡があり、山名郡家に袋井市の掛之上遺跡、佐野郡家に坂尻遺跡、周智郡家に稲荷領家遺跡がそれぞれ推定されていますが、河川の沿岸の自然堤防上に立地している共通した特徴があり、東海道の陸路とともに、水上交通の便も意識した立地であったことが分かります。

こうした奈良時代の行政関連施設は、突然成立するものではなく、それ以前の古墳時代中期(5世紀)頃から、人々や物資の往来のあった主要な道が基盤となって成立したことが、市内に残る川会坊主山古墳、春岡1・2号墳、石ノ形古墳、大門大塚古墳、五ヶ山B2号墳など主要な古墳の立地と官衙関連遺跡の立地や、主要道の立地に重なることが分かってきています。

〈行きかう人々の記録〉

防人は、古代の北九州の防備にあたった兵士で、天智天皇2年(663年)の白村江の戦い以降制度化され、初めは全国から3年交代で選ばれていましたが、後には東国出身者に限られるようになりました。

現在の静岡県西部にあたる遠江にまつわる防人の歌が7首ほど残されていますが、このうち、当市に
関係する歌では、「時時の花は咲けども何すれそ 母
とふ花の咲出来ずけむ」(季節々々には花は咲くのに、ど
うして母という花は咲かないのだろうか。咲けば手折ってでも
持ってきたのに)の一首を、山名郡出身の防人
丈部真磨が詠んだとされ、同じく、山名郡の
丈部川相が任地へ向かう途中で詠んだとされる一首



袋井中学校の万葉歌碑(防人:丈部真磨・丈部川相)

が「遠江白羽の磯と贅の浦と あいてしあらば言も通はむ」(遠江の白羽の磯と贅の浦のように、ここと故郷とが向いあっているのなら、言葉も通いあうだろうに。遠くくだたっては思いがつのるばかりだ。)があります。また、佐野郡の丈部黒当は「父母も花にもがもや草枕 旅は行くとも捧ごて行かむ」(父も母も花であってほしかった。草を枕の旅であっても捧げて持つていくものを)と詠み、丈部真磨の歌を受けて作ったと推定されています。

この他にも、「紅の浅羽の野らに刈る草の束の間も吾を忘らすな」(紅色の染色の「浅い」ではないが、「浅」の名を持つ浅羽〔葉〕の野で刈る菅の束、その束の間も私をお忘れにならないでくださいな。)、あさばの「浅羽野に立ち神さふる菅の根のねもころ誰ゆゑわか恋ひなくに」(浅羽野〔浅葉〕に立ち神々しくなっている菅の根ではないが、心から他の誰かのために私は恋をしたりはないのに。)の二首は、いずれも年代や作者は不明で、諸説ありますが、浅羽の地名を表した最古の例です。

〈近世東海道〉

宿 駅しゆくえきの設置と合わせ、街道の整備に着手した徳川家康は、一里塚いちりづかの設置や街道の両側に並木を植えることを命じています。『当代記』の慶長9年(1604年)8月の条によれば、街道は道幅五間、五間四方の大きさの一里塚を築くよう記されています。一里塚には榎えのきが主に採用されました。

市内では、久津部一里塚くつべと木原一里塚きはらにそれぞれ築かれました。松並木まつなみきについては、昭和初期頃までは市内を横断する東海道沿いに茂っていたようですが、現在は、新屋から名栗地区にかけて約200本が残る(久努の松並木)程度となりました。

いわゆる江戸時代の「東海道五十三次」のうち、多くの宿は慶長6年(1601年)に設置されましたが、袋井宿ふくろいしゆくはかなり遅れて、元和2(1616年)に開設となりました。東海道の宿と宿との間隔は平均で二里余り(約7.8km)でしたが、見付みつけと掛川宿かけがわしゆくの間は四里弱(約15.6km)と長かったため、荷物の輸送や旅人の往来に都合が悪く、見付と掛川の宿のほぼ真ん中に袋井宿が開設されました。

文化10年(1813年)、大阪の豪商升屋ますやの四代目当主平右衛門こと片山重芳かたやましげよしが記した『仙台下向日記』には、袋井宿の本陣に宿泊し朝食に出された献立が細かく記されていて、「玉子たまごふわふわ」の文字が見えます。近年、袋井市内ではこの歴史的な記録からヒントを得て、再現料理として市内のお店で提供されています。

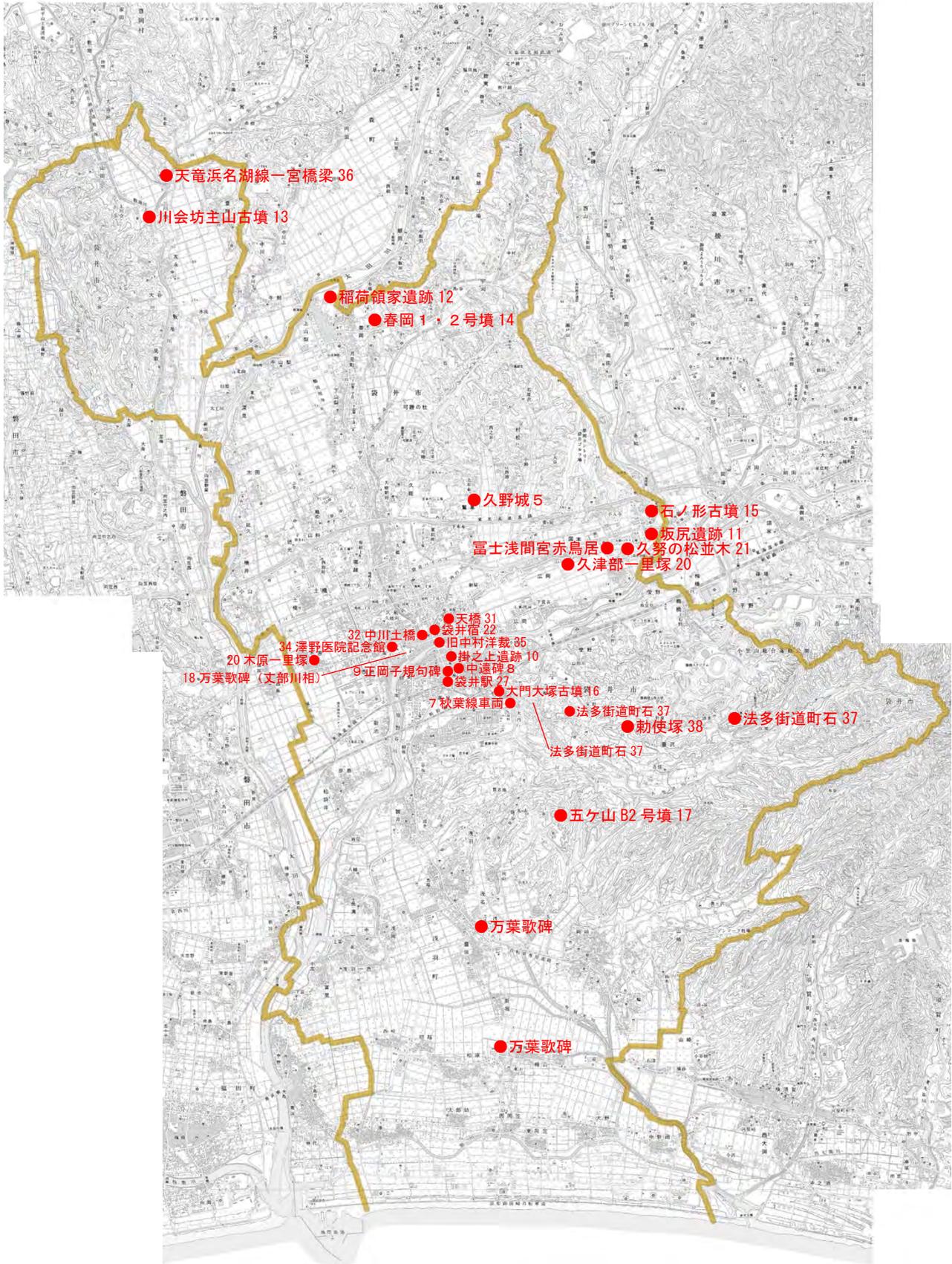
〈鉄道の時代〉

明治22年(1889年)東海道幹線鉄道(1895年から東海道線と改称)が東京－神戸間で開業し、全線が開通しました。その後、森町もりまちなどから袋井への交通手段として、秋葉街道沿いに明治35年(1892年)、全長13.7km、軌間726mmの秋葉馬車鉄道あきはばしやてつどうが開業しました。

明治44年(1911年)に藤枝から相良方面への藤相鉄道が開業したことを契機に、袋井から横須賀間でも中遠鉄道ちゆうえんてつどうが建設され、昭和2年(1927年)には、新三俣しんみつまたまで延長されます。袋井駅を中心に、南北方向・東西方向へ鉄道網が伸び、要衝として発展していきます。

テーマ2を構成する文化財

	区分	類型	名称
1	市指定	有形（絵画）	袋井宿絵図
2	市指定	有形（古文書）	袋井宿開設お墨付
3	市指定	有形（古文書）	袋井本陣御宿帳
4	市指定	有形（歴史資料）	梅屋敷の看板
5	市指定	遺跡	久野城址
6	未指定	有形（歴史資料）	木製荷札（山名郡記銘木簡）
7	未指定	有形（歴史資料）	秋葉線車両
8	未指定	有形（石造物）	中遠碑
9	未指定	有形（石造物）	正岡子規句碑
10	未指定	遺跡	掛之上遺跡
11	未指定	遺跡	坂尻遺跡
12	未指定	遺跡	稲荷領家遺跡
13	未指定	遺跡	川会坊主山古墳
14	未指定	遺跡	春岡1・2号墳
15	未指定	遺跡	石ノ形古墳
16	県指定	遺跡	大門大塚古墳
17	県指定	遺跡	五ヶ山B2号墳
18	未指定	有形（歴史資料）	万葉歌碑（丈部川相）
19	未指定	有形（歴史資料）	『遺塵和歌集』
20	未指定	遺跡	久津部一里塚と木原一里塚
21	未指定	文化的景観	松並木（久努の松並木）
22	未指定	遺跡	袋井宿
23	未指定	有形（歴史資料）	『仙台下向日記』
24	未指定	民俗文化財	玉子ふわふわ
25	未指定	遺跡	秋葉馬車鉄道
26	未指定	遺跡	駿遠線
27	未指定	遺跡	袋井駅
28	未指定	有形（歴史資料）	飛脚取次所管版
29	市指定	有形（歴史資料）	本陣絵図
30	未指定	文化的景観	富士浅間宮赤鳥居
31	未指定	文化的景観	天橋
32	未指定	文化的景観	中川土橋
33	未指定	有形（絵画）	東海道袋井宿浮世絵
34	市指定	有形（建造物）	澤野医院記念館
35	国登録	有形（建造物）	旧中村洋裁
36	国登録	有形（建造物）	天竜浜名湖鉄道一宮橋梁
37	未指定	有形（石造物）	法多街道・町石
38	未指定	遺跡	勅使塚



テーマ 2 を構成する文化財の位置

イ 現状と課題

市内の中心部では都市化が進み、車社会が優先されていく中で、各地で道路の拡幅や区画整理事業が実施され、旧来の狭く曲がりくねった道や、道しるべなどが、工事の過程で失われて行っています。

加えて、過去の経過を伝える文化財等を原位置のまま残すことが難しく、その価値や歴史的なまとまり、繋がりを伝えることが難しくなっています。

一方で、東海道袋井宿を「どまん中」の宿として整備、発信することや、東海道の松並木を地域総ぐるみで保存していく活動、秋葉馬車鉄道や秋葉線、駿遠線を回顧する活動など、道や交通にゆかりのある文化財を地域の活性化につなげる動きが見られます。

ウ 方針

方針1 道に関する文化財の保存と活用

文化財を単体の点として捉えるのではなく、線としての「道」を意識しながら、その道を介しての結びつきや関連のあるいくつかの文化財を、「物語(ストーリー)」として捉え、物語を通じて周知を図ってまいります。

方針2 道をめぐる文化財の「新」活用の創造

また、道にゆかりのある文化財等の中には、価値のある「モノ」だけでなく、食や宿、信仰、風習、交通など、様々な種類が考えられることから、ジャンルを超えた結びつきにより、新たな活用を創造し、まちづくりに活かしてまいります。



久努の松並木と富士浅間宮赤鳥居



駿遠線（新岡崎駅）

エ 措 置

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針1 道に関する文化財の保存と活用										
38	道に關係する文化財の周知	道に關する文化財についてパンフレット等を作成し、周知化を進める。	市費	○	○	○		←————→		
39	道に關する交流の創出	道に關し、ゆかりの地との交流を通じ、双方の文化への理解を深める。	市費	○	○	○		←————→		
方針2 道をめぐる文化財の「新」活用の創造										
40	道に關する文化財の保存と周知	道標や橋(本体及び名称など)等、道にまつわる文化財を出来る限り原位置で保存していく。	市費	○	○	○		←————→		
41	道に關する文化財の活用	道に關する文化財を一連の關係性をもって捉え、ウォーキングイベントなどで、群として活用するようにしていく。	市費	○	○	○		←————→		
42	歴史的な食の周知と活用	道にまつわる食について、パンフレットや動画を通じ周知するとともに、現代食生活に活かす取り組みを行ない、食育を広める。	市費	○	○	○	○	←————→		

テーマ3 火伏せの神の信仰と地域の連帯

秋葉山あきはさんにまつわる秋葉信仰あきはは、その信仰の広がりとともに、参拝に訪れる人々が増加し、多くの街道を発展させて来ました。街道の発展は、沿道の地域じょうやどうに常夜灯や道標などの多くの文化財を残すこととなるとともに、その形成過程において信仰を通じた地域の安全への祈りへと発展し、地域の連帯をもたらしました。

ア 概要

〈社寺〉

秋葉山あきはさんは、第3章の歴史文化の特徴でも触れたとおり、山岳修行の霊場です。

戦国時代には勝軍地蔵しょうぐんじぞうの利益に基づく秋葉信仰あきはしんこうが東海・甲信に広がり、武将が多数の刀剣を奉納しました。

江戸時代には秋葉寺しゅうようじと秋葉社あきはしゃの二つが存在し、修験者である三尺坊さんじゃくぼうが護神とされています。寛永2年(1625年)、秋葉寺では住職の後任問題が起こり、可睡斎かすいさいが仲立ちをしました。

これが契機となり、秋葉寺はそれまでの法相宗から、曹洞宗へ改宗し、可睡斎の末寺となりました。

明治期の廃仏毀釈により、秋葉寺は廃寺となりましたが、可睡斎の等膳が徳川家康の庇護を受け、三河・遠江・駿河・伊豆(現在の愛知県東部から静岡県内)四ヶ国の僧録寺院(系列寺院の管轄や、人事をつかさどる寺院)として発展することになります。

可睡斎では毎年12月に秋葉総本殿三尺坊大権現最大の行事として火防大祭(秋葉の火まつり)が開催されています。

〈祭礼と信仰〉

秋葉山は江戸時代の17世紀前半には火防の神として一般に知られるようになりましたが、17世紀末には秋葉信仰をさらに広範囲に広めたのが秋葉祭です。

秋葉祭とは、鉦(平たく丸いふた形で、祭事の囃子などに使う金属の打楽器)や太鼓をうちながら、秋葉山の御幣・神輿などを村送りするもので、この行列も段々と大きくなって各地に広がり、信者は庶民だけではなく、武士などへも広がっていきました。秋葉祭の行列があまりにも大規模となったため、ついには幕府が秋葉祭の禁止を命じるほどでした。広範囲に広がった秋葉祭は、秋葉信仰を広く普及する役割を果たしました。

18世紀に入ると秋葉山への庶民の参詣登山が始まります。広く一般に信仰が広がった後、その影響は将軍家や大名にも広がりを見せ、江戸中期から幕末にかけては、多くの藩が頻繁に家臣を代参させるほどとなります。

〈街道〉

参詣者の増加は、地域の生活にも深く影響しました。静岡県西部の遠州地域では、主要な道が秋葉山へと通じていて、秋葉街道として地域との密接な関係を示しています。

街道の沿線には、常夜燈や道標が設けられ、往来の利便を図るとともに、常夜燈は単なる目印にとどまらず、「組中安全」「村内安全」などの銘が石灯籠に記されていることが一般的で、秋葉信仰を通じた地域の安全を祈ることも主な目的でした。

『秋葉山参詣道法図』を見ると、地元以外からの参詣者は東海道筋から北上し、秋葉山へ参詣するのが一般的で、掛川・袋井・見付・浜松の宿に分岐点がありました。袋井宿の西側の川井にも東海道との分岐があり、北上して上山梨へ向かいました。



新屋常夜燈



可睡斎秋葉総本殿三尺坊大権現御真殿

〈講による地域の連帯〉

秋葉信仰^{あきはしんこう}は参詣に止まらず、講組織を通じて地域社会へと深く浸透していきました。秋葉信仰^{あきはしんこう}にまつわる講^{こう}は庚申講^{こうしんこう}から変形し、日待ち^{ひまち}をして身を清めてから秋葉山^{あきはさん}に参詣するようになりました。現在でも、秋葉講^{あきはこう}を「お日待ち」と呼ぶ地域があります。

そのほかに代参講^{だいさんこう}というものがあります。遠隔地への参詣には費用がかかるため、費用を援助しあう組織です。代参者が参詣から戻ると、講の組織で集まり床の間に秋葉山^{あきはさん}の掛軸を掛けてお参りし、飲食をします。こうしたかたちの講も僅かながら残っています。

信仰を基本としながらも、講組織や代参講などは、組の連帯や地域内での援助を形成する中で、地域の連帯を強めていきました。

テーマ3を構成する文化財

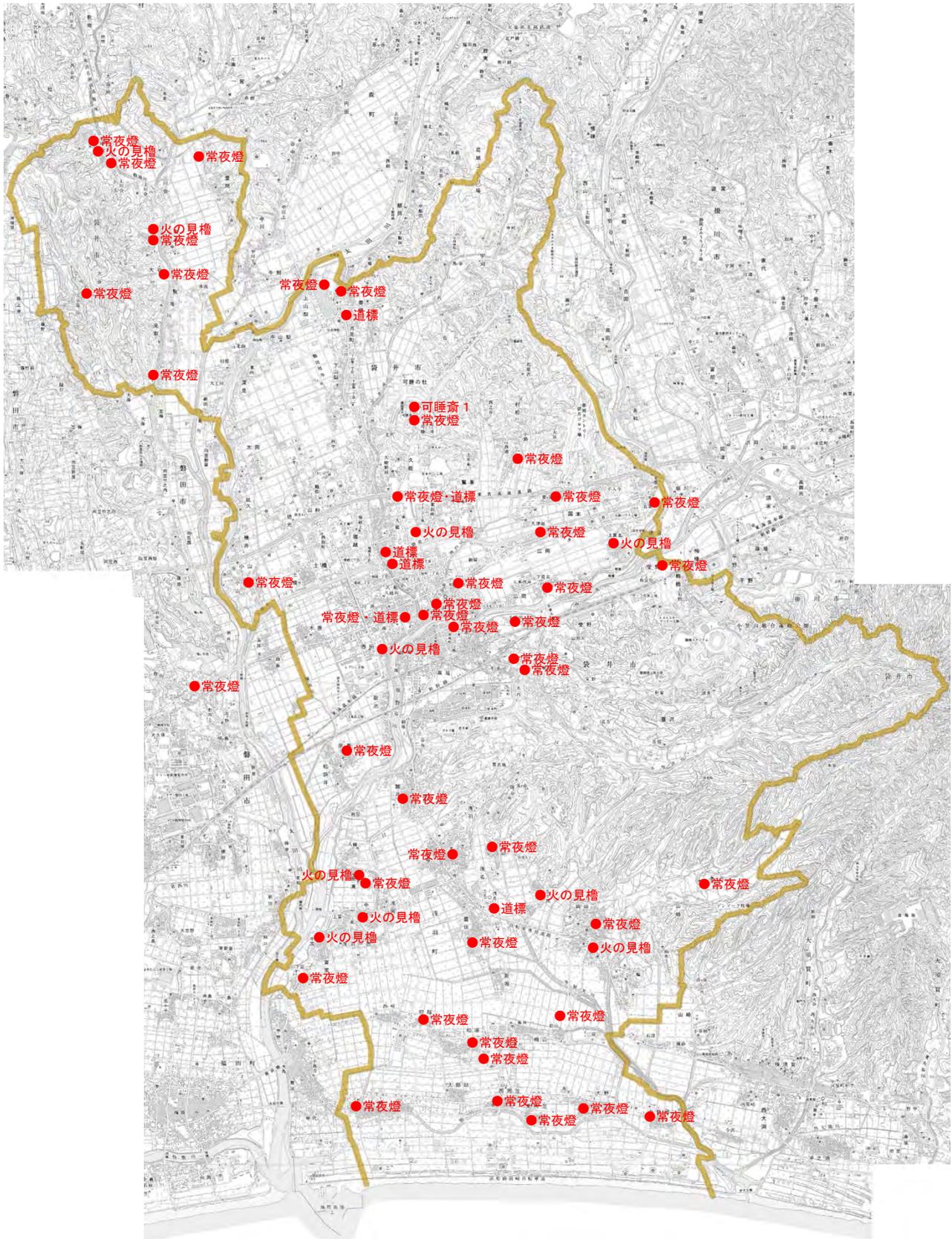
	区分	類型	名称
1	未指定	遺跡	可睡斎
2	未指定	民俗（無形）	秋葉の火祭り
3	未指定	民俗（無形）	秋葉信仰
4	未指定	遺跡	秋葉街道
5	未指定	民俗（有形）	常夜燈
6	未指定	民俗（有形）	道標
7	未指定	有形（歴史資料）	『秋葉山参詣道法図』
8	未指定	民俗（無形）	秋葉講
9	未指定	民俗（無形）	代参講
10	未指定	有形（構造物）	火の見櫓

イ 現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、地域コミュニティの弱体化が指摘されている現代社会にあっては、伝統行事や地域のしきたりなどが継承されにくくなっています。秋葉信仰にまつわる講についても、引き継いでいる地区が少なくなっていることに加え、継承している地域であっても、講の取り組みやしきたりが年々簡素化されていく傾向にあります。

かつては参詣者の往来を支えた秋葉街道も、車社会への移行に伴う道路整備などによって、その面影をなくしつつあります。

道標^{みちしるべ}や常夜燈^{じょうやとう}については、石製のものは表面の風化が進んでおり、木製の鞘堂型式^{さやどうけいしき}の常夜燈^{じょうやとう}は瓦屋根や木材部分の劣化が進行していますが、管理者が不明確になっていくのに合わせて、その維持が課題となっています。また、道標^{みちしるべ}や常夜燈^{じょうやとう}と秋葉街道^{あきはかいどう}との結びつきを理解している市民も徐々に少なくなってきており、その意義を改めて周知する必要があります。



テーマ3を構成する文化財の位置

ウ 方針

方針1 秋葉信仰に基づく文化財群の基礎情報収集

秋葉信仰については、先祖から引き継がれてきた遠州地域の財産であり、地域ごとに浸透してきた文化です。身近な存在であるが故に、個々の文化財を結びつけ、一体で捉える考え方が薄かったとも言えます。

こうした反省を含め、地域全体を秋葉信仰の歴史から見直し、秋葉信仰を構成する個々の文化財について、歴史的な基礎情報や管理状況を取りまとめます。

方針2 秋葉信仰に基づく文化財群の活用

本来、この信仰が広がりを見せた基盤は、家であり、組内のつながりであり、地域の安全であったことを再確認し、現在の社会環境の中で地域の連帯や、安全なまちづくりに活用していきます。

エ 措置

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針1 秋葉信仰に基づく文化財群の基礎情報収集										
43	秋葉信仰関係文化財のデータベース化	秋葉信仰を構成する個々の文化財について、現状の基礎情報を取りまとめ、データベース化して公開しながら周知を行う。	市費	○	○	○	○	←→		
44	秋葉信仰関係文化財の維持・管理	秋葉信仰にまつわる構成文化財の維持・管理先の再確認と、適切な管理方法を検討する。	市費	○		○	○	←→		
方針2 秋葉信仰に基づく文化財群の活用										
45	秋葉信仰の周知化	秋葉信仰への理解を深めるため、パンフレット等の作成を通じた周知化を行う。	市費	○	○	○		←→		
46	秋葉信仰を活用した地域の安全体制の構築	組や村内の安全を祈ることから信仰が広がったことを踏まえ、まちづくりの中で、秋葉信仰を活用しながら地域安全への取り組みを実施する。	市費	○	○	○	○	←→		

第8章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する課題

近年の地球温暖化の傾向は、世界的な気候変動をもたらしており、国内においても、未曾有の規模の台風や集中豪雨、突風などの発生件数の増大とともに、被害規模の増大が懸念されています。

地震については、静岡県が東海地震の想定範囲に入る予知が想定されて以降、現在に至るまで幸いにも大規模な地震は発生していません。しかし、引き続き、東海・東南海地震の被害想定範囲の中において、特に当市には軟弱地盤の沖積平野が広がり、液状化の発生する確率が高い地域となっています。

実際に市内の発掘調査における噴砂の検出によって、鶴松遺跡における弥生時代後期の地震の痕跡、坂尻遺跡における白鳳東海地震(684年)や古墳時代前期後半及び明応地震(1498年)に伴うと想定される地震の痕跡、新堀遺跡における古墳時代前期～鎌倉時代及び鎌倉時代の二時期の地震の痕跡、袋井宿における安政地震の痕跡が確認されています。

このような環境の中で、文化財の耐震化は必須の課題であり、指定等文化財の建造物を中心に解体修理などを契機とした耐震化対策が進められていますが、計画や診断は行われたものの、対策工事には高額な費用負担が所有者に発生することになり、耐震化推進の大きな課題となっています。

火災については、指定等文化財の建造物を中心に消火設備を設置する一方、管理者を中心に、定期的な点検や訓練が実施されています。未指定を含めた全ての文化財に消火設備が行き届いている訳ではなく、火災発生時の初期対応(初期発見、通報、初期消火等)並びに延焼防止策などの防火体制の見直しが課題となっています。

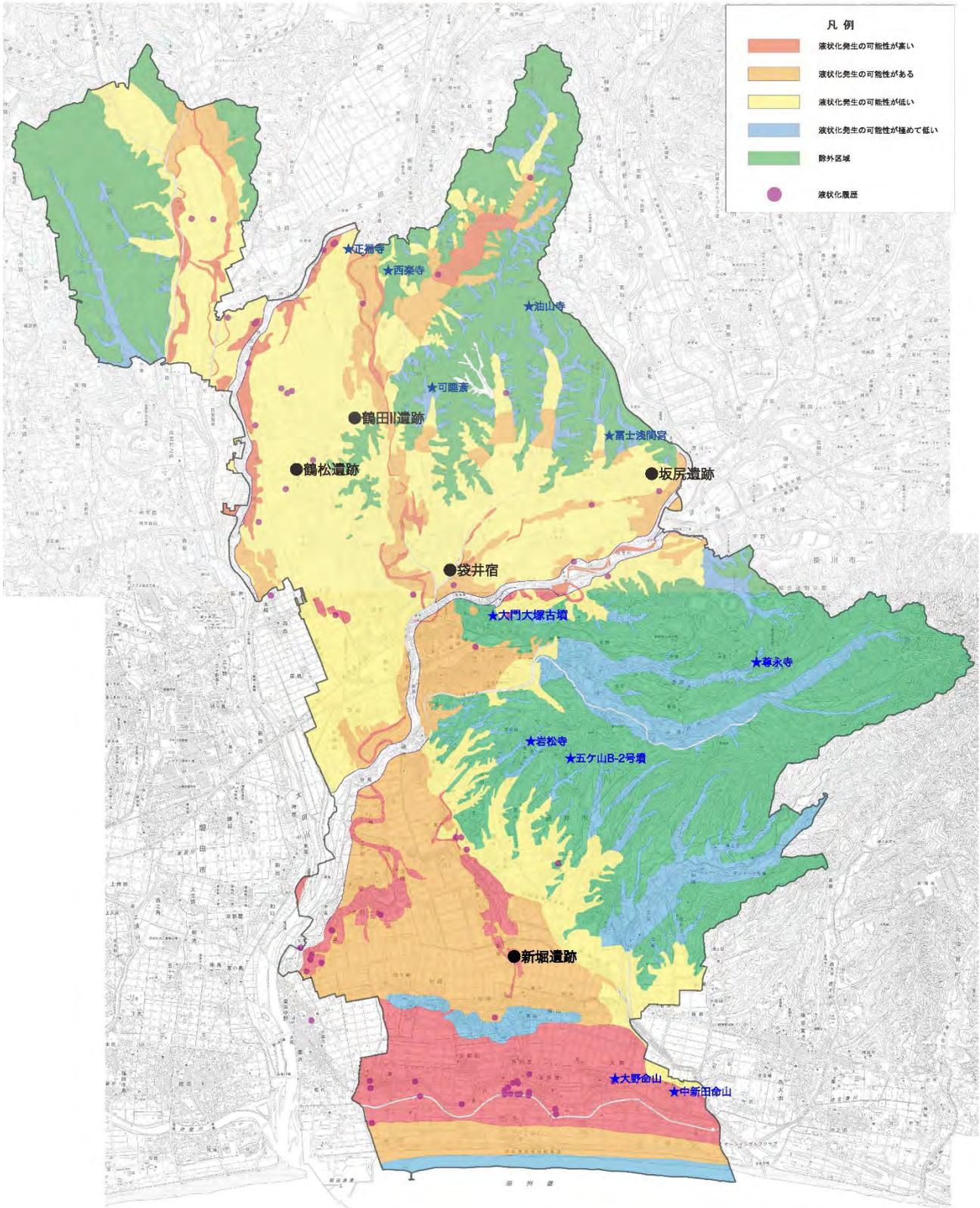
防犯体制については、防犯カメラや警備システムが設置されている文化財は一部に限られており、所有者等が常駐して管理している文化財は非常に少なく、計画的な防犯システムの設置が課題となっています。

2 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の防災・防犯を進める上では、国・県、庁内組織の連携、文化財所有者や地域住民などとの連携と協力体制を構築していくことが重要となります。

防災・防犯に対する対応としては、防火訓練や防火設備の設置や維持管理を推進するとともに、耐震診断やハザードマップを活用しながら地震や水害などの発生に備える対応を検討して行きます。

液状化危険度マップ



凡例

- 液状化発生の可能性が高い
- 液状化発生の可能性がある
- 液状化発生の可能性が低い
- 液状化発生の可能性が極めて低い
- 除外区域
- 液状化履歴

0 500 1000 1500
1 : 25,000

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平24情復、第50号）」

噴砂を確認した遺跡と国・県指定物件の位置を示しています。

袋井市

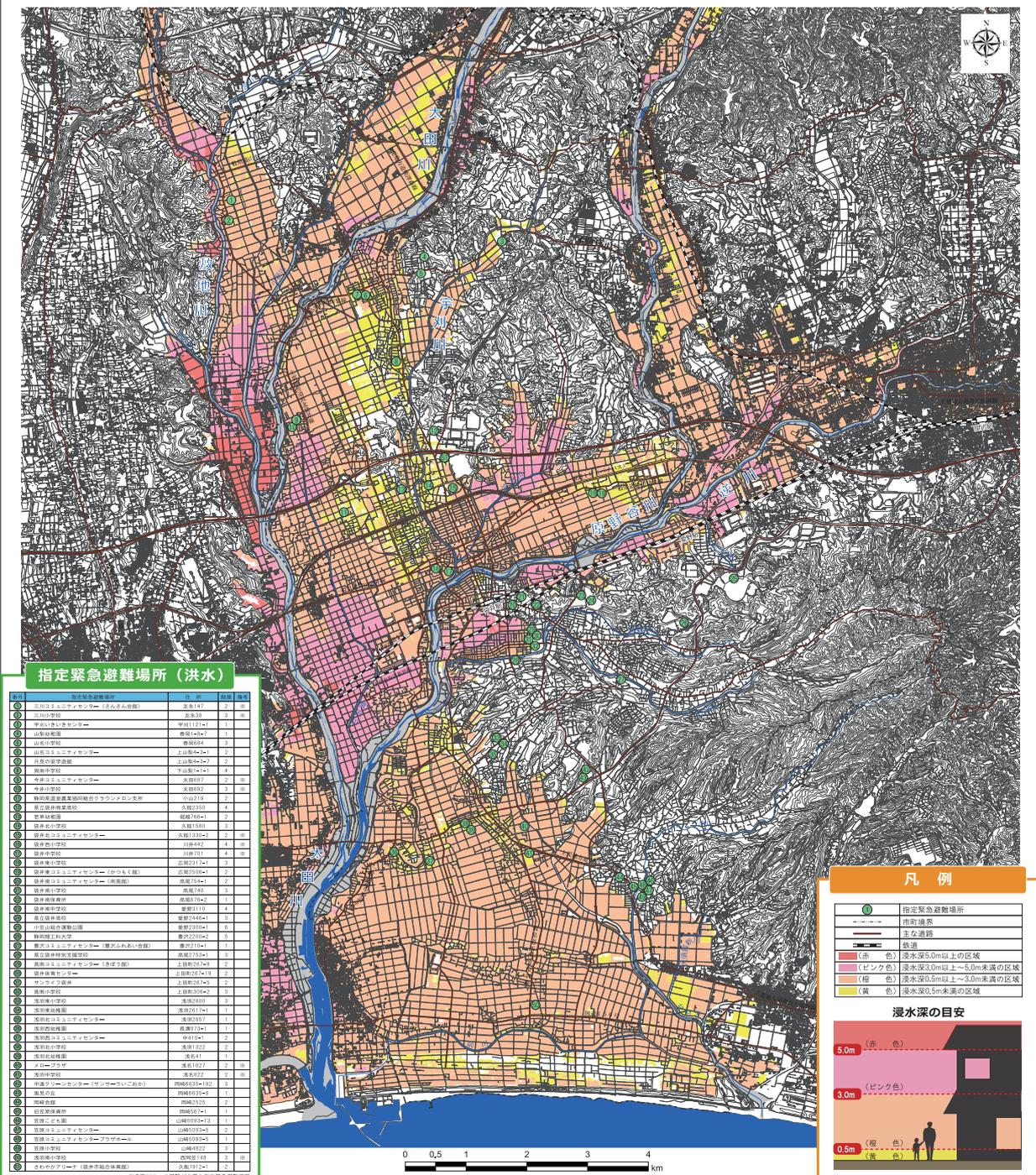
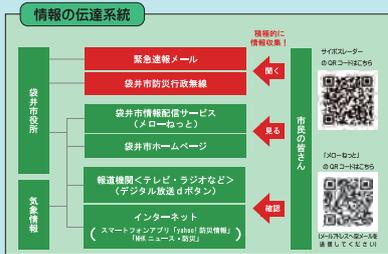
洪水ハザードマップ

【全域図】 【裏面：①三川・今井地区】

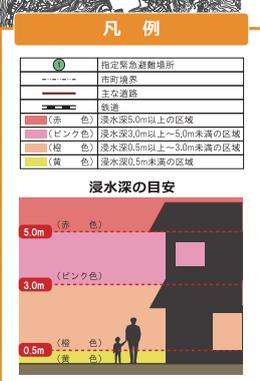
- この洪水ハザードマップは、太田川水系太田川、原野谷川、敷地川、宇刈川、逆川が、太田川流域で想定される最大規模の降雨(24時間総雨量629.5mm)により堤防の決壊や越水が発生した場合に、浸水が想定される区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深と土砂災害警戒区域等及び指定緊急避難場所を示しています。
- 河川が氾濫する恐れがある場合は、市から避難勧告などが出されます。なお、突発的な災害では、避難勧告等の発令に関わらないこともあります。避難勧告等が発令されなくても、危険を感じたら避難行動をとってください。大切なことは「状況に応じて自らの判断で避難行動をとる」ということです。
- このマップは、想定した降雨条件で対象河川からの氾濫による浸水を表したものであり、対象河川以外の河川や水路からの氾濫等は含まれていませんが、マップに示した浸水想定区域以外にも浸水が発生する可能性があります。

2019年3月作成

袋井市洪水ハザードマップについてお問い合わせ先
 ●浸水想定に関するお問い合わせ先：袋井市都市建設管理課
 ●避難に関するお問い合わせ先：袋井市危機管理防災管理課
 袋井市新第一丁目(市庁舎) 1
 TEL 0538-44-3130(管理課) / 0538-44-3166(治水対策課) 袋井市田本290番地 TEL 0538-46-3701



指定緊急避難場所(洪水)			
指定緊急避難場所	住所	面積	備考
① 三川コミュニティセンター(市民ふれあい会館)	高井142	0.1	1
② 三川小学校	高井30	0.1	1
③ 原野谷いきいきセンター	原野谷121-1	0.1	1
④ 原野谷児童館	原野谷147	0.1	1
⑤ 山崎小学校	東原614	0.1	1
⑥ 山崎コミュニティセンター	上田84-1	0.2	1
⑦ 宇刈川の児童館	上田84-1	0.1	1
⑧ 原野谷中学校	下田61-1	0.4	1
⑨ 神倉コミュニティセンター	永田887	0.2	1
⑩ 今井小学校	永田899	0.3	1
⑪ 特別児童発達支援部(総合福祉センター)	今井219	0.2	1
⑫ 麻立根児童館	永尾235	0.4	1
⑬ 麻立根児童館	麻立根764	0.2	1
⑭ 袋井東中学校	大塚1530	0.2	1
⑮ 袋井コミュニティセンター	大塚1309-2	0.2	1
⑯ 袋井中学校	山崎462	0.4	1
⑰ 袋井小学校	山崎771	0.4	1
⑱ 袋井東小学校	山崎317-1	0.1	1
⑲ 袋井東コミュニティセンター(からくも館)	山崎309-1	0.2	1
⑳ 袋井東コミュニティセンター(南館)	高野745-1	0.2	1
㉑ 袋井南小学校	高野740	0.3	1
㉒ 袋井南児童館	高野762-2	0.1	1
㉓ 袋井南中学校	高野911	0.4	1
㉔ 麻立根児童館	高野2446-1	0.1	1
㉕ 小笠山総合運動公園	高野2395-1	0.6	1
㉖ 特別児童発達支援部	高野2395-2	0.1	1
㉗ 麻立根コミュニティセンター(豊島ふれあい会館)	豊島316-1	0.2	1
㉘ 麻立根神楽堂児童館	高野2763-1	0.3	1
㉙ 麻立根コミュニティセンター(小笠山)	上田819-6	0.2	1
㉚ 袋井南センター	上田819-7-19	0.2	1
㉛ サンプラザ袋井	上田819-7-2	0.2	1
㉜ 袋井小公園	上田819-7-2	0.2	1
㉝ 袋井南小学校	高野2930	0.2	1
㉞ 袋井南児童館	高野317-1	0.1	1
㉟ 袋井北コミュニティセンター	高野3197	0.1	1
㊱ 袋井北児童館	高野771-1	0.1	1
㊲ 袋井北コミュニティセンター	941(6)	0.2	1
㊳ 袋井北中学校	高野1322	0.2	1
㊴ 袋井北児童館	高野41	0.1	1
㊵ フォレスト	高野1037	0.1	1
㊶ 袋井中学校	高野827	0.2	1
㊷ 袋井コミュニティセンター(ワンダーパーク)	高野819-119	0.2	1
㊸ 麻立根児童館	高野635-8	0.1	1
㊹ 麻立根児童館	高野326	0.2	1
㊺ 袋井児童館	山崎309-2	0.2	1
㊻ 袋井コミュニティセンター	山崎809-2	0.2	1
㊼ 袋井コミュニティセンター(アザラシ)	山崎809-2	0.2	1
㊽ 袋井小学校	山崎492-1	0.3	1
㊾ 袋井南小学校	高野141	0.3	1
㊿ さがみアリーナ(袋井市総合体育館)	高野141-2	0.2	1



※図示した浸水想定区域以外でも浸水が発生する可能性があります。
 【この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平30情発 第1654号)】

また、防犯については、防火対策と合わせ、県及び警察、消防と連携し、文化財管理者への研修や説明会などを通じて、啓発活動に取り組んでいきます。

災害の発生時には、市の防災計画に基づき、迅速な状況把握と人的な二次被害の発生防止に努めながら、県へ報告をし、指導及び助言を受けるとともに、文化財管理者に対して必要な情報や対策を提供、支援していきます。

特に、広域かつ大規模な災害の発生に際しては、市単独での状況把握や対応が難しいことが予想されるため、こうした際には、国・県と連携しながら、文化財のレスキュー活動が迅速に進むような体制の整備を進めていきます。

方針1 防災対策に係るリスクの把握と被災への対応

文化財のうち建造物の防災対策については、所有者・管理者の理解を得て耐震診断を実施し、適切な対策の検討・実施を推進します。また、文化財全般について、市のハザードマップなどにより、所在する場所のリスクをあらかじめ把握しておくとともに、発災後の対応や、一定期間経過後の復旧のための具体的な対策を明確にしたマニュアルなどの整備を推進してまいります。

方針2 防災訓練の実施と防災設備の整備

防災対策については、文化財の実態(火災危険、防火設備の設置状況、管理体制等)に応じた実践的な訓練を繰り返し行うとともに、国・県指定の建物については、助成制度を活用し、防災設備の整備を支援してまいります。

方針3 防災・防犯対策のための関係者との体制整備

防災・防犯いずれの対策も、所有者や管理者、警察署や消防署などはもとより、国や県、さらには地域住民との連携体制を構築してまいります。

3 文化財の防災・防犯に関する措置

当市の文化財における防災・防犯は、以下に掲げる国・県・市の方針に基づきながら、全項にかかげた方針による7つの措置を進めます。

国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン

文化庁〔令和2年(2020年)12月改訂〕

「建造物固有特性」、「敷地特性」、「立地特性」、「活用・管理の実態」の四項目において、それぞれ「火災リスク等」、「基本的な考え方・点検項目」、「対応策」を示しています。

所管の市においては、ガイドラインに沿って、必要となる防火設備等の把握が求められるとともに、所有者に対しては対象建物の燃焼特性(脆弱性)の理解と、防火設備等の整備、訓練の充実、その他防火対策の検討・実施に必要な内容が盛り込まれています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン

文化庁〔令和元年(2019年)9月〕

国宝・重要文化財を保管する博物館等において防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方(点検事項)を示しています。

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画

文部科学省〔令和元年(2019年)12月文部科学大臣決定〕

ノートルダム大聖堂や首里城跡での火災などの惨事が、他の国宝・重要文化財や史跡等に所在する建造物で生じないように、緊急状況調査結果等を踏まえ、文部科学省では、特に価値の重要性にも鑑み、世界遺産又は国宝(建造物)や国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等、さらに世界遺産となっている史跡等に所在する建造物について、総合的かつ計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定し、計画期間中における重点的・計画的な取組が示されている。

静岡県文化財保存活用大綱

静岡県〔令和2年(2020年)3月策定〕

第5章「防災・災害発生時の対応」の中で、県・市・所有者の段階ごとの対応をまとめた「静岡県文化財防災マニュアル」(平成18年度制定)を基に、対策を講ずることが示されています。

防災対策の項目では、地震対策として、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全確保に関する指針」(平成8年1月)等に基づき、支援や補助、対策が示されています。

防火対策では、文化庁の「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」(令和2年12月改訂)等に基づき、市や管理者が消防署の協力を得ながら、消火設備等の設置と点検などの確実な実施及び、修理等の指導を行うとともに、補助制度などの支援を行うことが示されています。

また、災害発生時の対応の項目では、国・県・市・所有者の間での情報の共有の重要性が示されるとともに、文化財を災害から守る文化財レスキューの実施体制の整備が示されています。加えて、国等の機関・組織との連携の必要性についても述べられています。

袋井市地域防災計画

〔令和4(2022年)年3月策定、期間なし〕

一般対策編では、市内における過去の大きな災害履歴を列記し、予想される災害と地域を想定し、地震対策編では、文化財に対する防災対策として、耐震性の向上、地震による人的な被害を防止に必要な対策を講ずるものとし、資料編では、「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定」による相互の救援協力が示されています。

文化財の防災・防犯に関する措置一覧表

事業名	事業概要	財源	担い手				実施計画			
			市民	学校	市	専門家	前期 2年	中期 3年	後期 3年	
方針1 防犯・防災対策の推進										
47	防犯・防災設備の整備	指定等文化財を中心に、防犯設備や防災設備の整備、マニュアル化を実施する。	市費 県費 国費	○		○	○	←————→		
48	災害資料の収集	過去の災害記録について、地域での聞き取り・資料収集・整理を行い、防災対策・防災教育に役立てる。	市費	○	○	○	○	←————→		
方針2 防災対策に係るリスクの把握と被災への対応										
49	文化財の耐震診断	指定文化財を中心に耐震診断を実施し、対応策を検討する。	市費	○		○	○	←————→		
50	文化財の防災対策の検討	ハザードマップに文化財の位置情報を合わせ、災害のリスク等の可視化を行ない、対策を検討する。	市費	○		○	○	←————→		
51	対策マニュアル化促進	発災後の対応や、復旧のための対策を記したマニュアルを整備する。	市費	○		○	○	←————→		
方針3 防火訓練の実施と防火設備の整備										
52	文化財の防火訓練	消防本部の指導のもと、分団、管理者の協力を得ながら、文化財防火デーに合わせて訓練を実施する。	市費	○		○		←————→		
53	文化財の防火設備等補助	国・県指定の建造物について、消火設備等の管理及び修繕費等について費用を補助する。	国費 県費 市費	○		○	○	←————→		
方針4 防災・防犯対策のための関係者との体制整備										
54	文化財レスキュー体制整備	発災時に、国・県と連携しながら、行政及び地域で文化財を守る体制を整備する。	市費	○	○	○	○	←————→		
55	文化財の防災・防犯の啓発推進	県及び消防、警察と連携して、文化財における防災・防犯に関する意識の高揚をめざし、文化財の管理者への研修や説明会などの啓発活動を推進していく。	市費	○		○	○	←————→		

第9章 文化財の保存と活用の推進体制

1 本市の体制

(1) 市(主幹課)

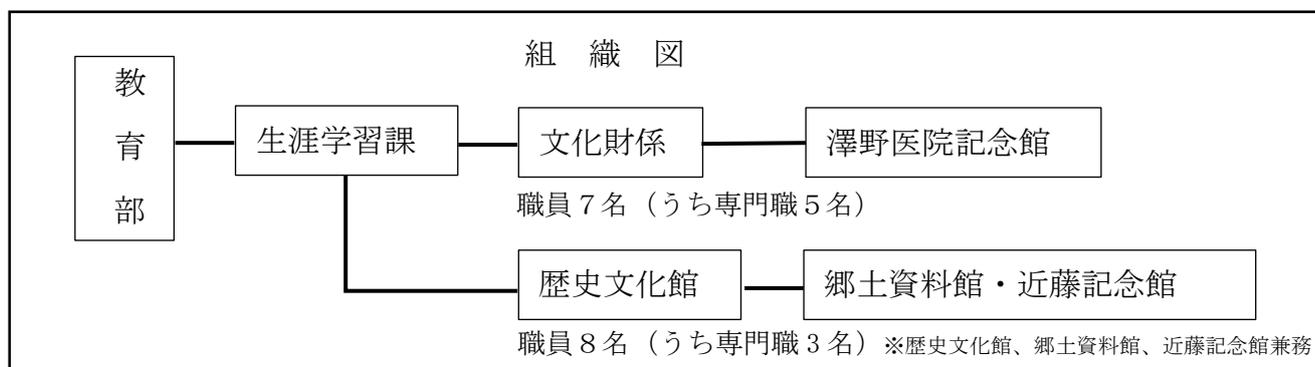
当市では、文化財行政を教育部生涯学習課文化財係が担当し、傘下の施設として、郷土資料館・近藤記念館、歴史文化館があります。

また、市指定文化財である澤野医院記念館を文化財係が管理し、開館・運營業務を澤野医院記念館世話人会に委託しています。

文化財係では、行政的な窓口を担うとともに、埋蔵文化財、指定文化財の維持・管理、文化財の周知・広報活動など文化財に関する全般の業務を担当しています。

郷土資料館・近藤記念館は、市内の遺跡出土品の展示、民俗資料の展示、農具等の展示などを、パネルやジオラマなどを使ってわかりやすく展示するとともに、市内の小学生の見学と昔の暮らし体験への対応や、土器づくりなどの出前授業を行っています。

歴史文化館では、旧袋井市や旧浅羽町あさぼちょうにおける、市史及び町史の編纂に際して収集した資料の保管と、歴史的公文書の選別と保管、市民からの古文書等の解読などの依頼や寄贈、古文書講座の開催、展示などを担当しています。



令和4年4月1日現在

(2) 専門家(袋井市文化財保護審議会)

文化財保護法と、袋井市文化財保護条例に基づいて、袋井市文化財保護審議会(定数 13 名以内)を設置し、生涯学習課文化財係が事務局を担当しています。文化財保護審議会では、市教育委員会の諮問を受け、文化財に関する事項を調査・審議して、教育委員会へ建議します。令和4年度現在の委員は 13 名で、袋井市教育委員会が任命し、任期は 2 年です。

袋井市文化財保存活用地域計画策定協議会

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
建 築	長尾亜子	静岡理工科大学	会長
考古学	松本一男	大日本報徳社・(市文化財保護審議会)	副会長
関係団体	山本正昭	久努の松並木愛護会・(自治連合会長)	
関係団体	安間和由	久野城址保存会・(コミュニティセンター館長)	
観 光	小幡浩一	J R 東海(東海旅客鉄道株式会社)袋井駅長 (※令和2年度:細貝雅裕)	
建 築	倉田裕司	静岡県伝統建築技術協会	
商 工	舘石京子	浅羽町商工会	
所有者	廣岡典子	岩松寺	
静岡県	小坂美雪	静岡県文化財課長(※令和2年度:永井雅也・令和3年度:三保広真)	

袋井市文化財保護審議会

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
城 郭	加藤理文	市立浅羽中学校・日本城郭研究会理事	会長
古文書	荻原圭子	元袋井市史編纂室	副会長
考古学	松本一男	大日本報徳社・(市文化財保存活用地域計画策定協議会)	
建 築	新妻淳子	静岡文化芸術大学	
美 術	椿原靖弘	フェルケール博物館	
団 体	大西弘子	久野城址保存会	
所有者	鈴木快法	油山寺	
美 術	島口直弥	浜松市美術館	
団 体	鈴木仁美	浅羽史談会	
歴 史	北島恵介	元森町教育委員会・森町歴史伝統文化保存会会長	
生涯学習	村松里絵	元市生涯学習課	
建 築	土屋和男	常葉大学	
民 俗	川口円子	静岡産業大学総合研究所客員研究員	

(3) 市(関連部署)

本市の文化財行政における市内関連部署としては、次の組織があり、本計画に基づき連携を図っていきます。

関連・連携する部署

部署名	関連・連携内容
危機管理課	防災体制・災害対策
企画政策課	文化財に関する広報
協働まちづくり課	文化財を通じた市民との連携・協働
都市計画課	文化財を通じたまちづくり・景観
維持管理課	文化財に関連した公園施設等の維持
産業振興課	文化財を通じた観光振興
学校教育課	地域の歴史、偉人の顕彰、担い手育成
生涯学習課(図書館)	郷土資料等の収集・閲覧・保存
生涯学習課(生涯学習係・文化振興係)	生涯学習の推進・文化振興

(4) 静岡県との連携

令和2年(2020年)に「静岡県文化財保存活用大綱」が策定され、県内における文化財の保存と活用の方針が示されたことを受け、これと整合を図り、県の指導・助言を仰ぎながら本計画を作成しました。今後、本計画に基づき更なる連携を図りながら、事業を推進していきます。

(5) 国との連携

本計画は、平成30年(2018年)6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が公布され、平成31年(2019年)4月1日に施行されたことにより、「文化財保存活用地域計画」の作成が可能となったため、国の指導・助言のもとで作成しました。

従来より、国指定文化財の維持・管理において指導を仰いでいますが、今後も本計画に基づき補助制度の活用などを通じて、文化財の保存と活用を支える国との連携を進めてまいります。

(6) 学校(学園)と市民(まちづくり協議会)

地域の体制については、冒頭の第1章で触れたとおり、幼小中一貫教育の推進の枠組として幼小中の連携が求められるなか、中学校区を主な単位とする「学園」が、市内には4つあります。学園は中学校を中心に小学校、幼稚園、こども園が連なり、幼小中12年間を貫くカリキュラムに基づき教育を実施するとともに、学校を地域が支える形で、まちづくり協議会やコミュニティセンターなど自治組織と密接な関係を維持しています。

このような体制は、本計画の推進における重要な柱でもある、文化財を人が支え、地域が支えるための骨格となります。

更に区域内には、まちづくり協議会やコミュニティセンターなどに関わる組織として活動する関係団体があり、地域の文化財を支える大きな力となっています。

こうした状況を踏まえ、まちづくり協議会やコミュニティセンターが関係団体と協力し文化財の保存や活用をしていく活動を支援します。

文化財と学園・まちづくり協議会 (コミュニティセンター)

[赤字:国指定・青字:県指定]

学園	中学	小学校	まちづくり協議会	市の施設 (文化施設等)	関係団体	主な指定文化財
周南 たちばな	周南 中学	三川小 山名小 今井小	三川 山名 今井	月見の里学遊館 宇刈里山公園	三川歴史研究会 トレインものづくり	西楽寺本堂 西楽寺薬師如来坐像 西楽寺阿弥陀如来坐像 正福寺梵鐘
袋井 あやぐも	袋井 中学	袋井東小 袋井西小 袋井北小	袋井東 袋井西 袋井北	澤野医院記念館 旧中村洋裁 どまん中茶屋	久野城址保存会 久努の松並木愛護会 袋井東歴史プロムナード 久努村史を調べる会 新屋の歴史を考える会 澤野医院記念館世話人会 ふるさと研究会 ふるさと土橋研究会 木原大念仏保存会	富士浅間宮本殿 油山寺山門 油山寺三重塔 油山寺本堂内厨子 可睡齋護国塔 油山寺本堂 油山寺書院 油山寺方丈 油山寺の御霊杉 可睡齋梵鐘 紙本墨書示了然道者法語
南 の 丘	袋井 南 中学	袋井南小 高南小	袋井南 高南 豊沢ふれあい会館	袋井図書館 観光案内所		尊永寺仁王門 金銅五種鈴 法多山田遊祭 七段 大門大塚古墳
浅 羽	浅羽 中学	笠原小 浅羽東小 浅羽北小 浅羽南小	笠原 浅羽北 浅羽西 浅羽東 浅羽南	郷土資料館 近藤記念館 歴史文化館 浅羽図書館 メロープラザ	浅羽史談会 浅羽古文書クラブ	岩松寺の鰐口 五ヶ山 B2 号墳出土遺物 大野・中新田命山

(7) 関係団体(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)

静岡県は令和2年度(2020年度)に「ふじのくに文化財保存・活用推進団体認定制度」を創設し、文化財の保存・活用に取り組む各地域の団体の更なる取組の活性化を図る取組を行っています(令和2年度39団体、令和3年度22団体を認定)。

認定の対象は文化財の保存・活用に関する取組の実績が優れ、かつ今後の取組の明確なビジョンを持つ他の模範となる団体で、応募資格として、①静岡県内で文化財の保存・活用に関する事業や活動を行っている団体であること。②会則、規約等を有しており、代表者や構成員がわかる名簿を有していること。③活動の対象に、地域の指定文化財(国、県、市町)又は登録文化財を含むこととしています。

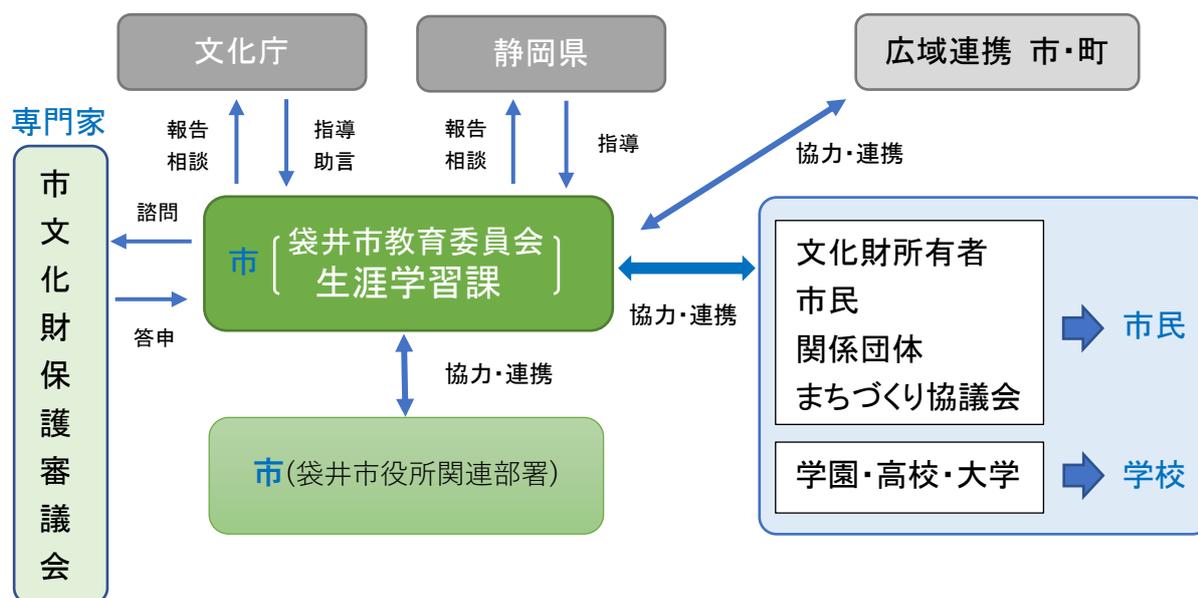
市内では、令和2年度に久野城址保存会と久^く努^どの松並木愛護会が認定を受けています。久野城址保存会については、令和3年度に認定団体の中で顕著な実績を残した団体として、知事褒賞を受賞しました。

今後、市内の認定団体が県内の認定団体と情報共有や活動の連携を積極的に図ることなどが期待されるとともに、市内の関係団体の模範となり、認定団体促進のきっかけとなるよう、行政側でも支援してまいります。

また、市内の関係団体が、ふじのくに文化財保存・活用推進団体の認定を受けることができるよう、組織化や活動の幅を広げることなどを行政として支援していきます。

(8) 関係市町との連携

歴史的なつながりや、ゆかりのある市町と統一的なテーマによるパネル展示や、ガイドマップ、解説冊子等の製作や、講演会などの実施を通じて、広域での文化財の魅力発信を行い、見学者や観光客などの回遊を促進していきます。



本計画における関係図

本市の文化財における関係団体

名 称	概 要
久野城址保存会	昭和52年(1977年)発足。久野城址の保存・活用を行っている。城址に関する講演会の開催。小学校の授業の支援。令和3年度「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」表彰団体。
久努の松並木愛護会	平成29年(2017年)発足。久努の松並木の保護、育成を行なっている。ふじのくに文化財保存・活用推進団体。令和元年県都市景観賞最優秀賞受賞。
東地区歴史文化プロムナード連絡会議	令和2年(2020年)発足。袋井市の東地域にある様々な文化財を、関係団体と連携しながら掘り起こし、地域の内外へ情報を発信している。
浅羽史談会	平成17(2005年)発足。浅羽地域を中心とした歴史の調査、研究、展示を行っており、小学校の歴史授業などへの協力も行っている。
木原大念仏保存会	昭和56年(1981年)発足。市指定文化財「木原大念仏」の保存と継承を行っている。
澤野医院記念館世話人会	平成13年(2001年)発足。市指定文化財「澤野医院記念館」における開館、運営業務を行っている。
久努村史を調べる会	久努村に関する歴史資料の収集、調査、研究を行っている。
三川歴史研究会	三川地域の歴史に関する資料の調査、収集、研究を行っている。
ふるさと研究会	袋井市内の歴史に関する資料の調査、収集、研究を行っている。
ふるさと土橋研究会	平成23年(2011年)発足。土橋地域の歴史や生活の実体験などを記録し、後世に伝える活動を行っている。
新屋の歴史を考える会	平成21(2009年)発足。新屋地域の歴史や生活の実体験などを記録し、後世に伝える活動を行っている。
浅羽古文書クラブ	浅羽地域を中心とした古文書の解読を行っている。
トレインものづくり	今井コミュニティセンターを中心に、鉄道模型の走行や展示を通じて、鉄道の魅力を発信している。
磐南文化協会	昭和53年(1978年)発足。磐田市・袋井市の歴史文化の調査研究、会誌『磐南文化』の刊行、講演会の開催などを行っている。
静岡県民俗学会	昭和50年(1975年)発足。静岡県内を中心とした民俗学研究者で組織され、調査、研究、会誌『静岡県民俗学会誌』を刊行している。
静岡県考古学会	昭和44年(1969年)発足。静岡県内を中心とした考古学者で組織され、会誌『静岡県考古学研究』の刊行や、シンポジウムを開催している。
公益財団法人 静岡県建築士会	指定建造物の予備診断、災害発生時における歴史的建造物の応急危険度判定や応急処置を行っている。
特定非営利活動法人 静岡県伝統建築技術協会(万匠会)	昭和56年(1981年)静岡県民俗建築技術協会として発足。伝統的建築物や技術の調査、保存、研究を行っている。
静岡県文化財等救済ネットワーク	防災体制の整備に関する助言、発災時の情報収集・救済措置を行っている。